

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

—「子どもの将来の自律性」と「親の教育の自由」の観点から—

宮口誠矢

Current Homeschooling Regulations in the U.S.: What are the Problems in terms of the
Autonomy of a Child to be Developed and the Parents' Education Freedom?

Seiya MIYAGUCHI

In the U.S., each state sets homeschool regulations. The present paper analyzed the regulations and their problems, focusing on the parents' educational freedom and the child's interest to be autonomous. Some researchers in the U.S. and Japan argue that the states should mandate that homeschooling parents make their children engage with different values. The researchers claim that such engagement is essential for the child to be able to choose their own path in life. In the research, I revealed that no state has regulations to let the homeschooled child have such engagement. Many states, however, mandate homeschooling parents, who chose any homeschool options in those states, to give an instruction for their children to acquire basic literacy and numeracy skills which are essential to be autonomous. I suggested that outcome evaluation conducted by a certified teacher, psychologist, and so forth should guarantee the engagement with different values and acquirement of the basic cognitive skills to homeschooled children. Lastly, no states, that mandate or encourage to give due weight to or hear the views of the homeschooled child, cannot be found. However, particularly in the administrative process of approving or recognizing the homeschool initiation or termination, the view of the child should be heard and given due weight because the result of such process would have a significant influence on the future of the child.

目次

1. はじめに
 - 1-1. 義務教育制度の揺らぎとホームスクール
 - 1-2. 研究の目的と方法
2. 米国ホームスクール規制法制に関する日米の先行研究
 - 2-1. 主要な先行研究
 - 2-2. 先行研究の限界
3. ホームスクール規制内容に関する規範的議論
 - 3-1. 日本における規範的議論
 - 3-2. 米国における規範的議論
4. 米国ホームスクール規制法制—その全米的傾向
 - 4-1. ホームスクール・オプション
 - 4-2. 通知報告義務
 - 4-3. 教師要件
 - 4-4. インプットに関する規制
 - 4-5. アウトカムに関する規制
 - 4-6. 行政介入手続きに関する規定
 - 4-7. 州の教育責任の免除規定
5. 米国ホームスクール規制法制の課題
 - 5-1. ホームスクール・オプション
 - 5-2. 通知報告義務
 - 5-3. 教師要件
 - 5-4. インプットに関する規制

- 5-5. アウトカムに関する規制
 - 5-6. 行政介入手続きに関する規定
 - 5-7. 州の教育責任の免除規定
6. おわりに

1. はじめに

1-1. 義務教育制度の揺らぎとホームスクール¹

日本における義務教育法制は、1886（明治19）年に公布された第一次小学校令の施行時から今日に至るまで、親²に対して就学義務を課してきた。しかし、近年、いわゆる「一条校」³のみへの出席を義務づける仕組みは揺らぎを見せている。たとえば、法制上では、2016年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が成立し、「一条校」以外の教育機会に対して国が支援するよう努めるべきことが法定された。義務教育をめぐる国家の役割を、学校外の教育機会との関係において、改めて問うことが課題となっている。

そもそも“日本の教育制度は、学校という場に子どもを収容し、普遍的で共通の（つまり、どこにいても同じような）教育を保障することによって、本人の制御困難な要因によって制約されない教育機会の保障を目指してきた”⁴のであり、子どもにとって“学校は自分が生まれ育った世界とは異なる世界に羽ばたいていく『窓』でもあった”（大桃 2005: 445）。とすれば、「学校」に通わせない／通わないという選択は、子どもの将来にとって重大な意味を持つものである。

そして、「学校」以外の教育機会の中でもホームスクールにおいては、子どもの将来の自律性は親の教育の自由と最も厳しい緊張関係に立たされることとなる。なぜなら、教育機会の選択にあたって“親の意向や家庭の文化資本がこれまで以上に強い力をもつ”だけでなく、“ホームスクールの場合は、子どもの教育は親の強い影響下に置かれる”（大桃 2005: 447）からである。そのような親の影響力は、様々な教育機会の中で、ホームスクールにおいて最も強力なものとなり得る。しかし、親が子どもの教育につ

いて自律的に決定をすることと子どもの自律性を育成することとは必ずしも順接しない⁵。そこで、親の教育の自由の制約を伴うような、子どもが将来自律的な個人となるための教育保障、すなわち国家関与のあり方が問われることとなる。ここに、子どもの将来の自律性⁶、親の教育の自由、国家関与という三面関係が見出される。

このようなホームスクールを、義務教育ないしそれに代替するものとして認めている国は少なくない。Glenn（2005）によれば、①ホームスクールを認めそれを規制している国（イタリア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、スコットランド、ノルウェー、フランス、ベルギー、ロシア等）、②ホームスクールを認めそれを規制していない国（フィンランド等）、③例外的にホームスクールを認めている国（ギリシャ、スイス、スペイン等）があるが、米国ほど大きな規模に達している国は他に見られない⁶。2012年には既に180万人（学齢期の子どもの約3.4%）がホームスクールで学んでいるとされる⁷。このような背景から、社会的には単なる例外と見なせないほど大規模なホームスクールに対し、国家（米国の場合は各州）がいかに関与しているのかを明らかにすることには、一定の意義があると思われる。また、全50州とコロンビア特別区の規制法制を対象とすることで、州による関与の全米的傾向を明らかにすることができる。

1-2. 研究の目的と方法

子どもと親の自由保障に関わる国家関与のあり方を検討するにあたり、現在の米国のホームスクール規制法制は参照すべき事例である。そして、ホームスクールにおいては子どもの将来の自律性と親の教育の自由を保障・制約する国家関与のあり方が問われる。

そこで、小論では、米国におけるホームスクール規制法制の現状とその課題を、「子どもの将来の自律性」と「親の教育の自由」に着目しつつ明らかにする。規制法制の内容は、各州⁸における州レベルの法令及び判例（以下、州法等）⁹を直接参照することで明らかにし、その課題については、日米の規範的議論を参照しつつ明らかにする。

そのために、まず第2章で米国ホームスクール規制の内容を明らかにした日米の先行研究が有する限界について述べ、第3章で米国ホームスクール規制内容に関する規範的議論のうち、「子どもの将来の自律性」と「親の教育の自由」に関連するものを中心に整理する。第4章で米国ホームスクール規制法制の内容を明らかにしたうえで、第5章でその課題を明らかにする。

2. 米国ホームスクール規制法制に関する日米の先行研究

2-1. 主要な先行研究

ホームスクール規制法制の内容を明らかにした日米の先行研究は、いくつか存在する。日本の先行研究のうち最も主要なものの一つが、米沢（1993）である。米沢（1993）は、様々な州の州法規定を参照し、米国ではホームスクールに対してどのような規制が課される場合があるのかを、関連する米国の学説や判例とともに検討し、明らかにしている。他には、各規制に関する全米的な動向と関連判決について明らかにした宮崎（1999）、数州の規制内容を具体的に明らかにした秦（2000）、各規制について憲法上の問題とともに明らかにした大久保（2003）、各規制の全米的傾向を含めたホームスクール関連法制の全体像を明らかにした下村（2006）などがある。

米国の先行研究は数多くあるが、包括的かつ具体的に米国の規制を明らかにした研究としては、Van Galen & Pitman（1991）所収の各論文が挙げられる。全州の州法等を参照し、行政担当者への電話調査も行うなどして、米国におけるホームスクール規制を多角的に解明・検討している。近年の研究としては、いくつかの規制について、それらを課している州及び規制の根拠となる法令等を明らかにしたAlarcon（2010）などが挙げられる。しかし、これらをはじめとした先行研究には、以下のような限界が見られる。

2-2. 先行研究の限界

第一に、同一州内にあっても、ホームスクールを行うための法的な選択肢（以下、ホームスクール・

オプション）が複数存在し得るという事実がしばしば見過ごされている。日米問わず、全米的傾向を明らかにする研究においては、この事実を分析上どのように考慮しているのかが明らかでない。たとえば、アラバマ州においては、「私立学校」、「教会学校」、「家庭教師（Private Tutor）」の3つのホームスクール・オプションが州法上認められている。そして、同一州内のホームスクールに課されている規制が、ホームスクール・オプションごとに大幅に異なるのは珍しいことではない。そこで、小論ではすべてのホームスクール・オプションについての規制を分析対象とする。ただし、小論のホームスクールの定義である、「親の監督の下に行われる教育」（Reich 2001: 276）に当てはまらないオプションに課された規制は、分析対象から除外する¹⁰。

第二に、第一の点と関連して、先行研究のほとんどが、州規制の内容を列挙するにとどまっている。同一州内に複数のホームスクール・オプションが存在することを踏まえなければ、州規制の内容の全米的傾向を明らかにすることは困難である。たとえば、「50州のうち何州がテスト受験義務を課しているか」といった形で州規制の全米的傾向を問うことは難しい。小論では、第一の限界を乗り越えることで、ホームスクール規制内容の全米的傾向を明らかにする。

第三に、直接法律上の規定を参照されることがあまりない。ホームスクール研究において全米的な規制動向を紹介する場合、しばしばホームスクール法的擁護協会のウェブサイトが参照されている。全州の最新の規制内容をまとめている数少ないウェブサイトの一つとして、小論においても、いずれの法令を参照すべきかを判断するにあたっては、米国連邦教育省のウェブサイト¹¹に加え、ホームスクール法的擁護協会のウェブサイト¹²を参考にしている。しかし、法的擁護協会の情報は簡略化されている場合や、解釈が疑わしい場合がある。また、教育省ウェブサイトの記載についても、近年の州法改正の内容を反映していない記述があるなど、一定の限界がある。したがって、小論では直接的に州法等の規定を参照する。

第四に、特に日本のホームスクール研究について、

先行研究の多くは1990年代から2000年代半ばになされたものであるため、それより後に行われた規制緩和・強化を踏まえた研究は、ほとんど見当たらない¹³。しかし、2007年以降、少なくとも9州で規制緩和が行われ、コロンビア特別区では規制強化が行われたとされている（Coalition for Responsible Home Education, n.d.）。ホームスクール規制法制の現状を知るためには、改めて研究を行う必要がある。

3. ホームスクール規制内容に関する規範的議論

本章では、ホームスクール規制内容に関する主要な規範的議論のうち、特に小論と関連するものを整理する。第5章では、ここから得られた知見を参照しつつ、ホームスクール規制法制についての検討を行う。

3-1. 日本における規範的議論

日本においていち早く、ホームスクールを含めた「就学に代わる私教育」（21頁）の規制内容について規範的に論じていたのが、結城（1992）である。結城は次のような条件を挙げる。すなわち、

①憲法秩序の範囲内にあり（「憲法からの自由」の否定）、公序良俗（民法九十条）を踏まえ、しかも法的・社会的規制を受容するものであること。……②教育の目的及び内容は、憲法・教育基本法を踏まえ、学校教育法が定める小学校及び中学校の目的・教育の目標（十七条・十八条・三十五条・三十六条）[現行の学校教育法では二十九条・三十条（二十一条）・四十五条・四十六条（二十一条）]に対応し、総合的かつ複合的なものであること。……③親や私教師の資質・教育能力、教材・教具、教育方法、教育評価、学習時間その他の教育・学習条件が学校におけるそれに匹敵していること。……④親の教育意思を反映し……民主的かつオープンに運営され、体罰・教員暴力・虐待や規則等による子どもの人権侵害ないし強度の人権規制が存していないこと（私教育における子どもの人権保障）。⑤…「営業の自由」（憲法二十二条）にもつぱら依

拠するのではなく、理念的には、「教育の自由」型の私教育に属していること。⑥以上について、公的機関（現状では、さしあたり市町村教委）の認定をうけ、認定後も定期的な審査に服すること（21頁、角括弧内は引用者）

である。

その後、米沢（1993）がホームスクールを対象とした規制のあり方を提示している。米沢は、米国におけるホームスクール規制の内容と学説上の評価を整理したうえで、

国家による規制・監督は、(i) 教材、カリキュラム等については、きめ細かく定めるのではなく大枠を定めるとどめ、家庭教育の成果をテスト等で評価する、(ii) 教員資格の所持を要件とはしないが、教育を行う者に教育能力があることをチェックする、等にとどめるべきであろう（199頁）

と述べている。

こうした議論がなされる中で、大桃（2005）は、子どもの「多様性に関わった教育」の重要性を論じている。

子どもの「教育を受ける権利」は、任意に放棄できない義務的権利とも言える。将来の権利行使にとって教育は不可欠だからであり、その教育は多様性に関わなければならない。……個々の子どものおかれた文脈への配慮は必要だが、親や親の帰属する共同体の価値による子どもの未来制約は、できるだけ避けなければならない。……ここに教育の内容に関して、一定の基準なり規制なりを設定する必要性が生じる。（451頁）

そして、「制度の多様化と個別場面での多様な関係性の構築とは異なる」ものであり、

学校の多様化と選択の自由という制度設計では、選択を通じて同じ選好の子どもたちが集う、

より同質的なコミュニティの形成の可能性が高まる。……ホームスクールについては、そもそも異質な他者との出会い、異質な他者との学びの共有をどう補っていくのが課題となる。(451頁)

以上の大桃の議論は、教育機会の多様性を確保したり、狭義の学力を保証したりするだけではなく、子どもの未来を見据えた他者との関わりを保障することもまた重要であることを指摘するものと言える。

3-2. 米国における規範的議論

米国の近年の議論¹⁴においては、子どもの自律性育成のために州が関与すべきことを主張する論者は少ない。その一方、登録義務やテストによる評価の義務づけを支持する論者が多い。

まず、政治哲学者のリーシュは、①どの子どもがホームスクールで学んでいるかを州が把握し、②子どもが経済的に自立し、自律的市民となり、③親とは異なった人生を将来選択できるよう、次のような規制が必要であると論じている。すなわち、①行政当局への登録義務、②基礎的な学力を測定するためのテスト受験義務、③異質な他者や価値観と関わることができるようなカリキュラム(「多文化的カリキュラム (multicultural curriculum)」)の使用義務づけの3点である (Reich 2001: 282-294, 304-305)。リーシュの議論の力点は、三点目の「多文化的カリキュラム」の使用義務づけにある。彼によれば、この規制は、「親の専制 (parental despotism)」、すなわち親が子どもに異質な他者や価値と関わることを認めないといった事態を回避し、親のものとは異なった人生の選択肢を子どもが知るために必要なものである。読み書き計算能力を獲得し、異なった人生の選択肢を知ることが、親とは異なった人生を歩める自律性、すなわち「最低限の自律性 (minimalist autonomy)」保障のために必要である (Reich 2001: 299-301; Reich 2002: 156-157)。

また、弁護士で元合衆国控訴裁判所調査官のワデルは、学力評価義務、カリキュラム規制、家庭訪問といったものは追加的な義務でしかなく、ホームス

クールの教育方法等に関する親の選択肢を狭めるものではないため親の自由を侵害せず、正当化できると述べる (Waddell 2010: 592-594)。そして、親のものとは異なる価値に子どもを関わらせるためのカリキュラム規制を課す意義や、「家の外の人々とある程度の交流を行うよう保証することで、社会化への懸念を減殺」(Waddell 2010: 594)し得る「外部人材による評価」を義務づける意義について論じている。

しかし、登録義務やテスト受験義務に比べ、子どもの自律性育成のために「異質な価値との関わり」を強制する州の関与については、批判的なものや、積極的に肯定しない見解が多い。たとえば、教育学者のグランザーは、リーシュが擁護する「最低限の自律性」の育成は州規制の具体的かつ正当な根拠たり得ないとして、「多文化的カリキュラム」の使用義務づけを厳しく批判している (Glanzer 2008: 8-12)。そのうえで、教育ネグレクト等があることの明確な証拠を有する場合にのみ州が介入できるとして、ホームスクール規制は原則的に課されるべきでないとする (Glanzer 2008: 15)。

また、憲法学者のユラッコは、いくつかの規制内容について検討したうえで、「基礎的な読み書き能力 (basic literacy)」に関する毎年のテスト受験義務が“おそらく最も効率的で最も侵襲性 (intrusiveness)の低い手段である”(Yuracko 2007: 58)と結論づけている。同様に、弁護士で元合衆国控訴裁判所調査官のアラーコンは、毎年の通知義務に加え、子どもに対する基礎的な教育を保障するためのテスト受験義務を課すべきであり、それは親の教育の自由を厳しく制限するものではないと論じている (Alarcon 2010: 415)。教育学者のクンズマンも、登録義務とテスト受験義務に肯定的な評価を与えている。彼によれば、ホームスクールにおいては、通常家庭教育と学校教育的活動とを区別することが困難であり、いつどこで何を学んだかといったインプットについて調査することもまた困難である。そこで、そのような区別が問題とならず、教育の結果としての学力のみを測るテスト受験義務を支持している。ただし、州の能力の欠如等を理由として挙げ、州は子どもの自律性育成を目的とした介入を行うべきではないと論じている (Kunzman 2011: 82-86)。

以上において概観したように、日本及び米国のホームスクール規制内容に関する主要な規範的議論は、

(A) テスト等による学力評価、(B) 異質な他者・価値との関わりを保障するような規制をめぐって展開されることが多い。そして、関わりあうべき異質な価値・他者として念頭に置かれているのは、親や親が属する共同体が支持しているものとは異なった価値や、そうした価値を支持している人のことである。

4. 米国ホームスクール規制法制—その全米的傾向

本章では、全50州及びコロンビア特別区のホームスクール規制法制を対象とし、ホームスクール規制法制の内容が全米的にいかなる傾向を有しているかを明らかにする¹⁵。なお、これ以降は便宜上、原則的にコロンビア特別区を1つの州として数える。

州レベルの規制のみを分析対象とするのは、米国のホームスクール規制は、基本的に州が行っているためである。ただし、州法等が学区に裁量を与えている場合があり、州レベルの規制に加えて、学区でも独自の規制を課していることがある。連邦レベルの規制は、現在のところ課されていない。

4-1. ホームスクール・オプション¹⁶

まず、州内のホームスクール・オプションは、少ない州では一つ、多い州では三つ設けられている¹⁷。どのようなオプションが設けられているかは州によって異なるが、たとえば、一般的な「ホームスクール」オプションに加え、親が家庭教師に教えさせる「家庭教師」オプション、ホームスクールを私立学校や私立学校の分校などとして認める「私立学校」オプション、ホームスクールを宗教学校や宗教学校の分校などとして認める「宗教学校」オプション、公立学校と「同等 (equivalent)」の教育を行うことが求められる「同等の教育機会」オプションなどがある¹⁸。

その中でも、「私立学校」オプションや「宗教学校」オプション、「同等の教育機会」オプションといったホームスクール・オプションは、基本的に、ホームスクールを行うためのオプション又は要件として設

定されたものではない。私立学校や宗教学校で義務教育を提供するための、もしくはそれらを含めた公立学校外での義務教育機会の提供を行うための要件を示したものである。その要件をホームスクール家庭においても満たし得るならば、それがホームスクールを行うための一つのオプションと見なされる¹⁹。こうしたオプションを認めている州は、29州ある。

一方、「ホームスクール」オプションと「家庭教師」オプション²⁰は、そのようなオプションについて設定された要件を満たしても私立学校等として認められることはない。すなわち、ホームスクールだけに対象が限定されたオプションである。それを、ここではホームスクール限定型オプションと呼ぶ。このようなホームスクール限定型オプションを設けている州は、33州ある。ホームスクール限定型オプションのみを唯一のホームスクール・オプションとしている州に限れば、22州ある。残りの11州では、ホームスクール限定型オプションが設定されているものの、ホームスクール限定型オプション以外のオプションを選択してホームスクールを行うことが可能である。

4-2. 通知報告義務²¹

通知義務や報告義務 (以下、通知報告義務) は、いつ通知や報告を行うよう義務づけているかにより、「開始時型」、「毎年度型」、「その他型」と一応の類型化をすることができ、これらを組み合わせている州や、全く通知報告義務を課していない州がある²²。

州内のホームスクール・オプションすべてに明確に通知報告義務を課している州は37州ある²³。そのうち24州では、毎年度の通知報告義務を課している。また、開始時通知を州内すべてのオプションに対して義務づけていても、それ以降の定期的通知を原則的に義務づけていない州は10州ある。

一方、14州においては、親が教育委員会や教育長等に通知することなくホームスクールを行えるホームスクール・オプションが設けられている。その中でも、すべてのオプションに対していかなる通知報告義務も課していない州がわずかながら存在する(4州)²⁴。なお、その4州においては、通知報告義務が課されていないにもかかわらず、他の規制が課さ

れている。

4-3. 教師要件

教師の能力や資格について何らかの要件を州内の全ホームスクール・オプションに対して設けている州は、12州ある。いずれかの²⁵ホームスクール・オプションに対して設けている州であれば、21州存在する。

学歴要件をいずれかのホームスクール・オプションについて設けている11州のうち、10州が要求しているのは、高等学校卒業の学歴²⁶又はそれと同程度の学歴である。そのうちの3州²⁷では、教員免許保有者等による監督を受けることなどによって、学歴を有していなくてもホームスクールを行うことが可能とされている。残りの1州であるサウス・カロライナ州では、一定の要件を満たしたホームスクール支援団体に所属し、その団体が設定するスタンダードを満たさなければ、学士号を有するか、特定の試験に合格することが必要である（S.C. Code Ann. § 59-65-40(A)(1), 2017）。

また、教員免許を必要とするホームスクール・オプションを設けている州は8州ある。それらのうち、6州が「家庭教師」オプション又は「免許保有者」オプションについて、2州が「私立学校」オプションについて教員免許保有義務を課している。親が教員免許を有していなければホームスクールを行えないとする州はない。また、その8州は、いずれかの教科・学校種についての免許が求められる州（3州）²⁸と、教えている教科又は学校種ごとの免許が求められる州（5州）²⁹に分かれている³⁰。なお、すべてのオプションに教員免許保有義務を課す州は存在しない。他に、教師に“教授能力がある（capable of teaching）”こと（Cal. Ed. Code § 48222, 2017）といった抽象的な規定をいずれかのオプションについて設けている州が、6州ある。

4-4. インプットに関する規制

インプットに関する規制として一般的に設けられているのは、教えなければならない科目に関する規定と授業時間等に関する規定である。

特定の科目を教えるよう、州内すべてのホームス

クール・オプションに対して義務づけている州は、30州あり、いずれかのオプションに義務づけている州を対象を広げれば、37州ある。

すべてのホームスクール・オプションで英語を教えるよう義務づけている州が30州、算数／数学についても同じく30州、社会、理科、体育についてはそれぞれ29州、24州、15州ある³¹。

なお、科目名にとどまらず、教育内容に関する原則的規定を設けている場合がある。たとえば、マサチューセッツ州では、公立学校における教育と“徹底性及び効率性において同等”であること（A.L.M. GL Ch. 76 § 1, 2017）が定められている。このような原則的規定を州内のいずれかのホームスクール・オプションについて設けている州は少なくとも15州³²ある。

そして、授業日数や授業時間数、授業期間等に関して規定を設けられていることも少なくない。州内のすべてのホームスクール・オプションについて、これら日数等に関する何らかの規定を設けている州は22州ある。

4-5. アウトカムに関する規制

アウトカムについては、標準化されたテストの受験義務や、その他の方法で評価を行う義務が課される場合がある。

アウトカム評価を行うよう州内すべてのホームスクール・オプションに義務づけている州は、16州ある。州内のいずれかのオプションに義務づけている州を対象を広げれば、24州ある。後者のうち、評価の頻度又は回数については、毎年の評価を義務づけている州が最も多く14州ある。同じく後者のうち、アウトカム評価を課しているホームスクール・オプションすべてに、行政当局の求めがなくとも評価結果の提出を行うよう義務づけている州は14州ある³³。

州内のいずれかのホームスクール・オプションにアウトカム評価を行うよう義務づけている州のうち、標準化されたテストを受験させるか、それ以外の方法による評価を行うかを同一のオプションにおいて選択できる州は、14州ある³⁴。なお、標準化されたテストとそれ以外の方法による評価の両方を同一の

オプションに対して義務づけている州は2州³⁵のみである。

また、標準化されたテストのみによって評価するよう州内すべてのホームスクール・オプションに義務づけている州は、4州³⁶ある。州内のいずれかのオプションに義務づけている州に対象を広げても、6州³⁷にとどまる。一方、標準化されたテスト以外の方法のみによって評価を行うよういずれかのオプションに義務づけている州は見られない。

そして、教員免許保有者等による評価を州内のすべてのホームスクール・オプションに義務づけている州はない。しかし、いずれかのオプションにアウトカム評価を義務づけている州のうち、教員免許保有者等による評価を特定のオプションに義務づけている州が1州（ペンシルバニア州：24 P.S. § 13-1327.1(e)(2), 2016）あり、テストによる評価などと並ぶ評価方法のうちの一つとして、教員免許保有者等による評価が選択可能であることを明示している州は11州ある。この評価については、評価にあたる教員免許保有者等を親以外のものに限定するといった規定を設けていない州もあり、親自身が子どもを評価することも可能な場合がある。また、教員免許保有者等による評価を選択した場合に、教員免許保有者等が子どもと直接対面して評価しなければならないことを、いずれかのオプションに義務づけている州は2州しかない³⁸。

そして、州内のいずれかのホームスクール・オプションに標準化されたテストの受験を義務づけている10州³⁹のうち、測定しなければならない科目⁴⁰として英語及び算数／数学を挙げる州が4州、そこに理科、社会も加える州がそれぞれ2州、1州ある。また、特に科目を定めていない州においても、標準化されたテストが課されている以上、一般的に標準化されたテストが測定するような英語及び算数／数学については、それを測定するよう求められているものと解される。一方、州内のいずれかのオプションに標準化されたテスト以外の方法による評価を義務づけている4州⁴¹のうち、測定しなければならない科目を明示的に定めている州は、1州ある。

アウトカム評価を行うよう義務づけているホームスクール・オプションを有する州のうち、そのよう

なオプションすべてに対し、結果についての要件を定めている州は8州⁴²ある。基本的に、標準化テストによる評価の結果については最低得点を要件とし、それ以外の方法による評価の結果については満足な「進捗（progress）」があることを要件としている。

以上のような、アウトカム評価を義務づけている州において求められているのは、基本的に認知的能力の評価である。ただし、教員免許保有者等による評価を義務づけている州では、そうするよう命じる州法等の規定は見当たらないが、教員免許保有者等が非認知的能力を考慮して「適切な教育が行われているか否か」を判断する余地は存在する。

4-6. 行政介入手続きに関する規定⁴³

いずれかのホームスクール・オプションについて行政介入の基準や踏むべき手続きについて定めている州は、19州見られる。そのうち13州においては、すべてのオプションについて同様の定めが置かれている。先の19州の中で、介入の具体的な内容（強制就学など）を定めている州、段階的な介入を規定している州⁴⁴、介入する旨を事前に文書等で親に通知するよう規定している州は、それぞれ17州、14州、11州ある。介入基準⁴⁵については、テスト結果要件を満たせなかった場合（7州）や、学力が向上しなかった場合（8州）、ホームスクール関連法令が遵守されなかった場合（8州）、行政当局の責任者が「適切な教育が行われていない」と判断した場合⁴⁶（6州）などと定められている。行政介入ための具体的な手続きを定めている州は全体から見れば少数にとどまっており、客観的な介入基準を定めている州はさらに少ない。

4-7. 州の教育責任の免除規定

州が子どもの義務教育に対して責任を負っていること自体を否定するような州法等の規定は見られない。一方、「ホームスクールで学ぶ子どもの教育」に対する責任に限り、それが免除されることに同意するよう親に義務づけている州が1州のみ見られる。アーカンソー州では、ホームスクールを行う親に対し、州の教育責任の免除に同意することを明記した書類にサインして提出するよう義務づけられている

(A.C.A. § 6-15-503(a)(1), 2017) ⁴⁷。同州では、通知義務の他には全く規制が課されていない。

5. 米国ホームスクール規制法制の課題

本章では、米国の現在のホームスクール規制法制が有する、規制内容上の課題を明らかにする。これまでの日米のホームスクール規制内容をめぐる規範的議論で主な論点となっていた二つの点である (A) テスト等による学力評価及び (B) 異質な他者・価値との関わりを保障するような規制に関わる部分では、それらに着目した検討を行う。

5-1. ホームスクール・オプション

これまでの日米の規範的議論において、ホームスクールは他の教育機会と異なる独自の性質や課題を持つことが指摘されてきた。たとえば、大桃 (2005) や Reich (2001) は、ホームスクールの閉鎖性等に鑑み、異質な他者との関わりを保障することが課題であると論じていた。独自の性質や課題を有するホームスクールについては、固有の規制体系が一つ又は複数構築され、そのみがホームスクール・オプションとなるべきであると考えられる。しかし、ホームスクール・オプションをホームスクール限定型オプションに限定している州は、半分に満たない。

5-2. 通知報告義務

通知報告義務を課さない場合、行政当局は、いずれの子どもがホームスクールで教育を受け始めたのかを把握することができない。すなわち、通知報告義務を課さなければ不登校とホームスクールの区別を行うことが難しい。したがって、開始時又は定期的に通知を義務づけることは、ホームスクール規制法制を実際に運用するうえで、大きな前提となる。4州において一切の通知報告義務が課されていないことは、この前提を欠いたものとして問題がある。

また、この4州では通知報告義務を課していないにもかかわらず他の規制を課している。しかし、そもそもいずれの親又は子どもが規制の対象となっているかを行政当局が知ることができないのであれば、このような規制は形骸化し得るであろう。

さらに、開始時通知を州内すべてのホームスクール・オプションに対して義務づけていたとしても (30州)、それ以降の定期的通知を原則的に義務づけていない州は10州ある。このような州においては、ホームスクールを行っているのかどうかを継続的に把握するために、より大きな行政コストを要する。そういったコストを払う余裕がないか、余裕があっても払おうとしないところでは、ホームスクールで子どもを正確に把握できなくなる可能性がある。

したがって、こうした点に鑑みれば、州内すべてのホームスクール・オプションに対して毎年度の通知報告を義務づけることが望ましいと考えられるが、そのような州は半分足らずにとどまっている。

5-3. 教師要件

教師要件が厳しければホームスクールを行うこと自体が困難となるとの指摘は、特に米国において、様々な論者によってなされてきた。そして、現状としては、親が教員免許を有していなければホームスクールを行えない州はなく、親を含めた教師の学歴要件を設けている州であっても、ほとんどの場合は、高等学校卒業かそれと同程度の学歴を有していればよいと定めている。

しかし、学歴要件を課すことに大きな意義は見出し難い。個人の学歴それ自体は、その人が行う教育の質や教師としての能力と必ずしも結びつくものではないであろう。それにもかかわらず、親が学歴要件を満たさないだけで直ちにホームスクールでの教育 (通常家庭教育は含まない) を行えないよう規制してしまうことは問題であるように思われる。したがって、学歴要件以外の方法で教育の質を保証するか、学歴要件を課す場合であっても、その救済策を設けるべきであろう。

救済策としては、ノース・ダコタ州などで設けられている、教員免許保有者の監督を受けるという仕組みが挙げられる。それは、親が学歴要件を満たさなくとも、ホームスクール開始時から2年間は親が教員免許保有者による監督を受け、その間に子どもが標準化されたテストを受けて得点要件を満たせば、その後監督を受けずにホームスクールを行えるという仕組みである ⁴⁸。類似の仕組みが、オハイオ州な

どもも見られる。

たとえ親が教師としての資質を有するか疑わしい場合であっても、それを以て直ちに親によるホームスクールでの教育を認めないのではなく、有資格者による監督を受けることでホームスクールでの教育を行う選択肢を残している州があるというのは、注目されるべきであろう。しかし、米国においてそのような仕組みを設けているのは、学歴要件を課す州の中で少数にとどまっている。

5-4. インプットに関する規制

まず、規範的な課題としては、異質な他者や価値との関わりをインプット規制を以て保障していると評されるような州は見られないという点が挙げられる。これまでの日米における規範的議論を見れば、子どもが異質な他者・価値と関わりあうための規制の必要性について、肯定的又は否定的に議論がなされてきた。リーシュは、そのような規制を「多文化的カリキュラム」の使用義務づけに求めた。しかし、そもそも、科目規定にとどまらず、どのような内容の教育が行われるべきかについてまで規定している州は多くは見られない。リーシュは、「多文化的カリキュラム」使用義務を満たす手段として、(異質な価値と関わりあいを持たせるようなカリキュラムとなっているかについて) 行政当局の審査を受けることや、(そうした関わりあいを持たせるものであるとして) 認可された教材を使用することを挙げていた (Reich 2001: 304)。他には、異質な他者が集う場所である公立学校における一部の授業又は課外活動への参加を義務づけることなどが想定できよう。これらを始めとした、異質な他者・価値との関わりあいを担保するようなカリキュラムの使用は、少なくとも直接的には、いずれの州においても義務づけられていない。ただし、異質な他者・価値と関わりあうための規制としては、カリキュラム規制のみが存在するわけではないことにも注目したい (本章第5節を参照)。

他方、現実的な課題としては、インプット規制のみを課すことの課題が挙げられる。クンズマンは、いつ何を学んだかを問題とするような、インプットについての“追跡調査 (tracking)”をする規制は、

実際の子どもの学びの内容を確かめることにはならないと論じていた (Kunzman 2012: 82)。インプットについて規定するだけでは、その規定通りにホームスクールでの教育が行われる保証は得られないが、その規定通りに行われているかを「追跡調査」することは、クンズマンが指摘するように、意味のないものとなり得る。したがって、インプット規制を課すことや、インプット規制を遵守していることの確認として親に実際の授業時間等を報告させるような規制を課すことのみによって教育の質を担保しようとすることは有効とは言い難い。

さらに、特に授業時間等に関する規定を設けることの有効性は見出し難い。教科に関する規定を遵守しているか否かは、場合によってはアウトカムに関する規制を以て確かめることができよう。すなわち、アウトカムに関する規制を併置することで、教科に関する規定の有効性は担保され得る。一方、授業時間等に関する規定が遵守されているかをそのような手段で確かめることはできない。授業時間や日数自体は本質的に重要な事柄とは言えないであろうから、教育保障は、授業時間等に関する規制とは別の手段を以てなされるべきであろう。

5-5. アウトカムに関する規制

規範的な課題としては、異質な他者や価値との関わりをアウトカム評価を以て保障していると評されるような州は見られないという点が挙げられる。異質な他者との関わりについては、外部人材の派遣によっても、そのような関わりを保障し得る。大桃 (2005) は、志木市のホームスタディ制度を評価するうえで、“ボランティアなどの派遣”を通じた“多様な関係性の補足機能にその意義を見いだ”している (451 頁)。このような外部人材を強制的に派遣するような規定はどの州についても見られないが、たとえば教員免許保有者等による評価を、標準化されたテストの受験の代替として認めている州が見られる。異質な他者 (ここでは教員免許保有者等) と出会い、関係性を結ぶための機会を子どもに提供し得る規制として、参照されるべき規制であるように思われる⁴⁹。しかし、このような規制を州内すべてのホームスクール・オプションに課している州は存在

しない。

他方、現実的な課題としては、これまでの日米の規範的議論で広く支持されてきたようなアウトカム評価義務を課す州は少なく、それを課している州の規制も形骸化する可能性があるという点が挙げられる。米国では、ホームスクールに対してアウトカム評価義務が課される場合、少なくとも主要科目に関する認知的能力を測定することが明示的・黙示的に求められる場合が多いとの現状が見られる⁵⁰。これは、これまで多くの議論で合意されてきた規制のあり方に重なり合うものと言える。しかしながら、アウトカム評価を州内すべてのホームスクール・オプションに課している州は多くない(16州)。

そして、州内いずれかのホームスクール・オプションに対してテスト等による評価を義務づけている州(24州)のうち、10州では、評価結果の提出までは義務づけられていない。その州の中には評価結果の保管義務と、行政当局に求められた場合に提出する義務を課している州もあるが、行政当局が各家庭に評価結果の提出を求める保証はない。州による最低限の教育保障という観点からは、評価義務を課すにとどまり提出義務まで課さないのであれば、評価義務自体の意義が失われてしまう可能性がある。

さらに、どのような評価結果であれば満足と見なすかを予め定めている州は8州しかない。そのような定めを置くことは、いかなる場合であれば行政的介入を受ける可能性があるのかという家庭側の予測可能性を担保し、いかなる場合であれば介入すべきなのかという基準を行政当局に示すためにも必要であろう。これは、次節の課題と直接的に関わるものである。

5-6. 行政介入手続きに関する規定

行政介入手続きに関する規定がなければ、又はそのような規定があってもそこに具体性や客観性がなければ、行政当局の恣意的な介入によって親の自由が不当に制約される可能性がある。それと同時に、適切な教育が行われていないことを行政当局が認識していても介入しない可能性がある。

現在の米国のホームスクール規制法制については、行政介入手続きについて規定している州が多くはな

いというだけでなく、そのような手続きが行政の恣意的介入又は不介入を抑制・禁止するような具体性や客観性を備えている場合が少ないという課題が見られる。

5-7. 州の教育責任の免除規定

州の教育責任を免除する規定は、子どもの教育が適切に行われていない場合の権力的介入のみならず、支援や奨励(インセンティブの設定)といった、非権力的な手法による行政をも抑制する恐れがある。ホームスクールは基本的に家庭において親子間で行われるものであり、それに対する規制は可能な限り緩やかであることが求められる。そこで、教育の質向上等のための「プログラムへの参加」や「自発的な取り組み」を促進するようなインセンティブの設定をはじめとして、行政当局の裁量の範囲内で行われる独自の取り組みは、重要な役割を果たし得る。したがって、そのような取り組みをも抑制するような規定を設けることは、望ましいとは言いがたい。

6. おわりに

従来の日米の研究では、同一州内に複数のホームスクール・オプションがあることを踏まえ、直接的に州法等を参照し、全米的傾向を明らかにしたもののがほとんど見られず、特に日本では、州法改正等を経て変化した米国ホームスクール規制法制の現状は明らかにされていなかった。そこで、小論では、米国内全50州及びコロンビア特別区が設けているホームスクール・オプションのうち、“親の監督の下に行われる教育”(Reich 2001: 276)に該当するすべてのホームスクール・オプションについての規制を対象とし、その全米的傾向と課題を、現在の州法、判例、規則等を直接参照することで明らかにした。

小論が着目する「子どもの将来の自律性」育成と「親の教育の自由」保障については、以下のような知見が得られる。ホームスクール規制内容に関する日米の規範的議論の中には、子どもの将来の自律性を育成するための規制を積極的に支持するものが見られた。しかし、子どもの将来の自律性のために、親の現在の教育の自由を制約し、異質な価値や他者との関わりを州内すべてのホームスクール・オプシ

ョンに対して義務づけるような規制は、米国のいかなる州においても課されていない。その一方で、自律的選択の基礎となる読み書き計算能力の育成を、直接的・間接的に州内すべてのホームスクール・オプションに対して義務づけている州は、34州と比較的多く存在する⁵¹。

言い換えれば、子どもの自律性については、基本的に州の関与を通した育成は目指されておらず、その育成のあり方は親の教育の自由委ねられている。ただし、その前提となるような読み書き計算能力の育成については、インプットやアウトカムに関する規制を通して州が関与する機会が多い。

そして、特定の科目を教えるよう義務づける、すなわちインプット規制を課すことで読み書き計算能力の獲得を保障するような州が30州ある一方で、アウトカム評価の義務づけを通してそれを保障するような州は16州にとどまる。これは、米国における、アウトカムを重視する公立学校政策の動向とは必ずしも合致しないものである。

以上の米国の現状をどのように評価するかは、国家による教育保障がどこまで行われるべきなのかという問いへの答えに依存するであろう。子どもの自律性を育成する国家の役割を重視する立場⁵²からは、批判的に捉えられる。“多様性に開くための普遍性の前提の構築”は国家の役割であり(大桃 2005: 452)、ホームスクールにおいては、“異質な他者との出会い……をどう補っていくかが課題となる”のである(大桃 2005: 451)⁵³。

たしかに、国家関与を通した規制を認めることは、国家による過干渉が生じる余地を認めることとなる。しかし、子どもの義務教育に関するあらゆる権限を親に与えることを認めるのでない限りは、一定の国家関与を求めざるを得ない⁵⁴。そうであるならば、緩やかではあるが子どもの教育保障に資する規制を以て、親の現在の自由と子どもの将来の自律性をより積極的に両立させ得るような制度を構想することが重要である。そこで、次のような規制に注目したい。

米国では、教員免許保有者等による評価が、テストによる評価の代替として認められている場合がある。この規制は、従来、あまり注目されてこなかっ

た。第3章で取り上げたように、規範的議論において類似の制度に言及される場合であっても、子どもの社会化との関連が焦点となっていた。しかし、「子どもの将来の自律性」と「親の教育の自由」の観点からは、次のような意義も見出される。すなわち、このような規制を課せば、親が、基礎的な教育を子どもに提供し、子どもと教員免許保有者等が定期的に出会うことに同意するだけで⁵⁵、最低限必要な読み書き計算能力の獲得や、異質な他者と関わる機会を保障できる可能性がある。すなわち、「親の教育の自由」をそれほど強く制約することなく、「子どもの将来の自律性」育成に資する、『親とは異なった価値を支持し、親とは異なった人生を送っている人』と関わりあう機会』を保障し得る⁵⁶。教員免許保有者等による評価・監督を含め、教員免許保有者等をいかに活用すべきかという課題は、ホームスクール規制・支援の具体的な仕組みを考えるうえで検討に値するものと思われる。

ここまで、「子どもの将来の自律性」及び「親の教育の自由」の観点から検討を行ったが、より多角的な視点から規範的検討が行われるべきであろう。ここで、重要な視点の一つを挙げておきたい。それは、子どもの「現在の」自律性である。子どもが成熟するにつれ、子どもが自己決定すべき事柄は増えてゆく。そこで、子どもの成熟度に応じ、他者である大人が考える「望ましい教育」だけではなく、子ども自身が考える「望ましい教育」をいかに保障すべきかが問われるべきである。

そして、これは「子どもの将来の自律性」と無関係なものではない。子どもが自律性を獲得する要件として、小論では、基礎的な読み書き計算能力や、親や親の属する共同体が支持するものとは異なった価値との関わりあいを重点的に取り上げたが、子どもの現在の自己決定を認める環境が子どもの自律性育成に果たす影響も、決して無視はできない。

しかし、米国において、「子どものニーズを踏まえた教育」や「子どもにとって適切な教育」を行うよう義務づけている州は見られるが、「子どもの意思を尊重した教育」を親に義務づけている州は、管見の限り見られない。また、ホームスクールの開始や終了、公立学校への復学等をめぐる行政手続きにおい

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

て、子どもの意思を尊重又は聴取するよう行政当局に義務づけている州も見られない。さらに、ホームスクールに関する日米の規範的議論においても、子どもの現在の自律的決定を尊重した教育や、行政手続き上の子どもの意思の尊重・聴取の必要性についてはほとんど論じられてこなかった⁵⁷。

ここで、特に後者に関連するものとして、児童の権利に関する条約は、次のように規定している。

……児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により……聴取される機会を与えられる。(児童の権利に関する条約第12条第2項)

米国は同条約を批准しておらず、そのため、米国で同条約の規定を直接的に適用することはできない。しかし、理論上、子どもの将来に大きく影響を与える教育機会の選択にあたって、子どもの意思が全く考慮されず、聴取さえもされないことは望ましいとは言いがたい。したがって、特にホームスクール開始、終了等をめぐる行政手続きにおいては、子どもの意見聴取が行われるよう定められるべきである。そして、そうした場面での子どもの意見を含め、“児童の意見 [が]、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される (given due weight)” (児童の権利に関する条約第12条第1項、角括弧内及び丸括弧内は引用者) ような仕組みが設けられるべきである。

以上、小論では、「学校」以外の教育機会に対する国家の役割が問われるべき状況の中で、ホームスクール規制内容についての全米的な現状を明らかにした。ここでは行えなかったが、各州の事例についての実態解明的研究はさらに進められる必要がある。そして、日本のホームスクール研究の多くは、望ましい規制として、緩やかなインプット規制や、テスト等によるアウトカム評価の義務づけを支持してきたが、子どもが将来獲得すべき自律性に着目すれば、異質な他者・価値との関わりをすべての子どもに保障する国家関与の必要性の有無やそのあり方についても、規範的・実証的に検討することが必要である。

最後に、今後の具体的な課題を示したい。小論で

は規制「内容」を解明したが、次なる課題は、各州の規制が形成される過程で子ども、親、州の権利及び義務がどのように考慮されているのかという点、すなわち、規制「内容」を根拠づける「論理」を解明することである。制度形成的な判例等を対象として、論理構成とその理論的課題を明らかにしたい。また、米国で論争的となっているホームスクール規制は、多くの州で緩和がなされてきているものの、一部の州では規制強化に向けた動きも見られる⁵⁸。そのような動向を明らかにしてゆくことも、今後の課題である。

[付記] 本研究は、JSPS 科研費 17J03211 の助成を受けたものである。

註

¹ ホームスクールには、論者や国・地域によって、異なった定義が与えられている場合がある。小論では、“キャンパスを持つ学校から離れ、家庭において親の監督の下に行われる教育” (Reich 2001: 276) という定義を採用する。小論では、この定義に、複数の家庭が共同して行うようなホームスクールを含めないものとする。この定義は、親が子どもを直接的に教えず家庭教師に教えさせる場合も含み得るという点で比較的広義のものと言えるが、単に家庭で学んでいるという事実があるだけではホームスクールと見なさないという点で、最広義のものではない。

² 小論では便宜的に「親」という用語を用いるが、この用語は、血縁関係の有無にかかわらず、子どもの教育に対して第一義的な権利及び責任を有する「保護者」のことを指す。したがって、小論で扱う州法等では「親」、「保護者」、「養育権を持つ者」と異なる用語が用いられる場合があるが、ここではそれらを包含するものとして「親」という用語のみを用いる。

³ 学校教育法第一条に規定された学校のことを言う。

⁴ 同様の構図を描いた議論として、大人たちが意思決定過程へ参加することと、子どもの意思決定過程への参加能力を育成することとは必ずしも順接しないと論じる大桃 (2000) を参照した。“意思決定過程への大人の参加は、……参加能力を備えた次世代の

育成に結びつくとは限らない” (299頁)。

⁵ 子どもが将来獲得・享受すべき自律性や自由については、論者により、自律性、自律的選択、自己決定、自由といった異なった用語の下に論じられている。これらの用語の意味やニュアンスは必ずしも同一ではないが、ここではその問題に立ち入らない。小論では、親の現在の自由(教育の自由)の行使が、子どもが将来的に獲得し得る自律性と緊張関係に立ち得るという点を重視し、「子どもの将来の自律性」という語を主に使用する。

⁶ 米国各州が①から③のいずれに当てはまるかについては、州によって異なる。

⁷ National Center for Education Statistics, Digest of Education Statistics. (n.d.). *Table 206.10*. Retrieved July 16, 2017, from https://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_206.10.asp

⁸ 小論では便宜上、「各州」、「全州」や「すべての州」などという場合、そこにコロンビア特別区を含むものとする。

⁹ 州法や判例でホームスクール規制について定める場合以外に、行政機関が制定する規則において具体的な規制内容を定めている場合がある。小論では、推奨する規制を記した州教育省から地方教育委員会への通知など、法的拘束力を有さないものは分析対象に含めない。なお、そのような通知を出している州としては、コネティカット州がある。

¹⁰ たとえば、公立学校の監督下に置かれるような、公立学校(チャータースクールを含む)の「遠隔教育プログラム」オプションや「独立教育プログラム」オプションについては、その子どもが家庭で義務教育を受けているとしても分析対象としない。また、私立学校や宗教学校等の監督を受け、ホームスクールがその分校や登録校等と見なされるようなオプションも分析対象に含まない。ただし、個々又は複数の家庭自体が私立学校等(本拠校)と見なされるようなオプションは分析対象に含む。さらに、ホームスクールの定義に当てはまる場合であっても、「認可された教育機会」等のオプションについて、その認可要件を具体的に州法等で定めていない場合は、分析が困難であり、分析対象に含まない。一方、州法等で具体的な認可要件を規定している場合(たとえ

ばサウスダコタ州)は、分析対象に含む。なお、いずれのオプションが利用可能かについて解釈が分かっている場合があるが、連邦教育省のウェブサイト(U.S. Department of Education, 2017)に記載されており、かつ州法等でホームスクール・オプションとして利用可能である旨が明確に示されていないならば、分析対象に含まないこととした。さらに、一定の要件を満たせば特定の規制の免除を受けられる場合があるが、それは独立したオプションとは見なしていない。

¹¹ U.S. Department of Education (2017) のウェブページから、各州の私立学校及びホームスクールに関する規制内容をまとめたページへ移動することができる。小論では、全州とコロンビア特別区についてのページを参照した。州によって最終更新日は異なり、5年ほど更新されていない州もある。ただし、ハワイ州とネバダ州については関連するページが存在しないため、2009年に連邦教育省が出したレポート(U.S. Department of Education, 2009)を参照した。

¹² Home School Legal Defense Association (n.d.) のウェブページから、各州のホームスクールに関する規制内容をまとめたページへ移動することができる。小論では、全州とコロンビア特別区についてのページを参照した。基本的に最新の規制内容がまとめられていると考えられる。

¹³ 一方、米国のホームスクール研究では、問題背景について述べる際や議論を展開するうえで、ホームスクール規制の状況について、数州の規制内容に触れる場合や、全米的な規制状況について言及される場合が、少なからずある。

¹⁴ リーシュとグランザーの議論のより詳細な内容については松下(2011)を参照。また、この二人の議論に加えてクンズマンの議論を検討したものとしては宮口(2017)がある。

¹⁵ 各法令の条文及び判決文は、2017年7月から8月にかけてLexisNexis®のウェブサイトから入手した。なお、関連法令について、それを改正する法案が成立している州も見られるが、2017年8月1日時点で実施されている規定のみを分析対象とした。また、本章で検討する規制の他に、記録保管義務、英語で教授する義務、予防接種義務、教えられる子どもの

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

数や属性（自分の子どもか否か）についての制限、授業料徴収の禁止、性犯罪者の住む場所でのホームスクールの禁止、懲戒処分中の子どもに対するホームスクールの原則的禁止、障害を持つ子どもに対するホームスクールに関する付加的規制などの規制を課す州が見られるが、小論では扱わない。

¹⁶ 本節では、小論のホームスクールの定義に当てはまらないホームスクール・オプションも含めて分析した。ただし、連邦教育省のウェブサイト（U.S. Department of Education, 2017）又は州法等に利用可能であると明確に示されていないオプションは分析に含めていない。さらに、一定の要件を満たせば特定の規制の免除を受けられる場合があるが、それは独立したオプションとは見なしていない。

¹⁷ オプションの数は、オプションの分類基準などによって変わり得る。たとえば、ホームスクール法的擁護協会のウェブサイト（Home School Legal Defense Association, n.d.）によれば、テネシー州では5つのオプションが可能であるとされている。

¹⁸ これらは排他的な分類ではなく、あくまで代表的なオプションを列挙したものである。

¹⁹ こうしたオプションの利用を明示的に禁じている州もある。たとえば、コロラド州では、ホームスクールは「私立の非利益の学校としての資格を得ることはない」（Colo. Rev. Stat. § 22-33-104.5(2)(a), 2017）。

²⁰ 先に示した定義では、家庭教師を雇う場合もホームスクールに含めている。そのため、小論では「家庭教師」オプションをホームスクール限定型オプションに含める。

²¹ ホームスクールを始める際に登録する義務も、開始時通知として、ここに含んでいる。なお、通知報告を義務づけていなくても、特定の情報やレポートを作成・保管するよう義務づけている州や、行政当局から求められた場合にそれらを提出するよう義務づけている州は少なからず存在する。

²² いかなる内容の通知報告を義務づけるかは、州によって大きく異なる。その内容には、生徒数、在籍状況、出席状況、教員数、学事歴、教育課程、教授科目、教授時間、受講科目、成績などがある。また、単にホームスクールを行う旨の通知だけが求められている場合もある。

²³ 「行政当局の認可」を要する場合も、それを「開始時の通知報告」を要するものと見なして、ここに含めている。

²⁴ これに該当する州は表に示していないため、州名を挙げる（ID, MO, OK, TX）。以下も同様とする。

²⁵ 小論では、「いずれかの」という語を、「少なくともどれか一つの」という意味で用いている。

²⁶ 中学校卒業程度ではなく高等学校卒業程度とする背景には、米国各州の就学義務が一般的に高等学校の数年間の就学まで義務づけているという事情があると見られる。

²⁷ DC, ND, OH. CDCR 5-E5207 (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-23-03, -06 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A)(9) (2017).

²⁸ AL, AK, PA. Code of Ala. § 16-28-5 (2017); Alaska Stat. § 14.30.010(b)(1)(B) (2017); 24 P.S. § 13-1327(a) (2016).

²⁹ CA, FL, IA, MI, ND. Cal. Ed. Code § 48224 (2017); Fla. Stat. § 1002.43 (2017); Iowa Code § 299A.2 (2016); M.C.L.S. § 388.553 (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-06-06 (1)(a), (b) (2017).

³⁰ これまでほとんど注目されてこなかったものの論じられるべき点として、次の論点を挙げたい。家庭教師等に対する教員免許保有義務としては、いずれかの教科・学校種についての免許を保有した者であればいずれの学校種のいずれの教科についても教えてよいとすべきか、それとも各教科・各学校種について対応した免許を保有した者のみに当該学校種の当該教科が教えられるようにすべきかという論点である。小論でこの点について詳しく論じることはできないが、ホームスクールで最低限保障すべき教育の内容や子どもの持つ障害の有無・程度と関わって、望ましい制度について論じられるべきであろう。

³¹ ホームスクールで教えなければならないものとして、直接的に「英語」などの科目名を挙げていない場合であっても、通常その教科で教えることが想定される内容（たとえば読解、文法など）を挙げている場合は、その科目（この例では「英語」）を教えるよう義務づけているものと見なした。また、「公立学校で教えなければならないものと同じの科目」などと規定してある際は、英語、算数/数学、社会、理

科、体育のいずれをも教えることが義務づけられているものと見なしている。ただし、この規定が英語、算数／数学、社会を教えるよう義務づけるものであれば、やや限定的に解釈した判例を有するケンタッキー州については、同判例の内容に従った。

³² CT, DE, DC, FL, HI, IL, LA, MD, MA, MN, NJ, NY, RI, WI, WY. Conn. Gen. Stat. § 10-184 (2017); 14 Del. C. § 2703A (2017); CDCR 5-E5204 (2017); Fla. Stat. § 1002.01(1) (2017); HAR 8-12-15 (2017); People v. Harrell, 34 Ill. App. 2d. 205 (Ill. App. 1962); La. R.S. § 17:236(A) (2017); COMAR 13A.10.01.01(C)(1) (2017); A.L.M. GL ch.76, § 1 (2017); Minn. Stat. § 120A.22 Subd. 1 (2017); N.J. Stat. § 18A:38-25 (2017); N.Y.C.R.R. 100.10(a) (2017); R.I. Gen. Laws § 16-19-2 (2017); Wis. Stat. § 118.165(d) (2017); Wyo. Stat. § 21-4-101(a)(vi) (2017).

³³ 複数の方法による評価を義務づけている場合、どの方法による評価についても結果提出を義務づけているならば、ここに含めている。

³⁴ 評価方法を特定していない州もここに含めている。

³⁵ GA, PA. O.C.G.A. §§ 20-2-690(c)(7), (8) (2016); 24 P.S. § 13-1327.1(e) (2016).

³⁶ NC, OR, SD, TN. N.C. Gen. Stat. §§ 115C-549, -557, -564 (2017); O.R.S. § 339.035(3) (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-3 (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(5) (2017). ここでは、標準化されたテストが選択可能な評価方法の一つになっているだけの場合は含めていない。そのみが唯一の評価方法として定められている場合のみを含めている。

³⁷ AK, NC, ND, OR, SD, TN. Alaska Stat. § 14.45.120 (2017); N.C. Gen. Stat. §§ 115C-549, -557, -564 (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-23-09, -11 (2017); O.R.S. § 339.035(3) (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-3 (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(5) (2017).

³⁸ フロリダ州においては、「ホーム・ベイスト・エデュケーション」オプションを利用してホームスクールを行っている親が、五つの評価方法の中から教員免許保有者による評価を受けることを選択した場合に限り、教員免許保有者が子どもと話し合う (discuss) ことが義務となっている (Fla. Stat. § 1002.41(1)(c)(1), 2017)。同様に、ペンシルバニア州においても、子

もへの面談 (interview) が義務づけられている (24 P.S. § 13-1327.1(e)(2), 2016)。

³⁹ いずれかのホームスクール・オプションに標準化されたテストのみで評価するよう義務づけている州 (AK, MN, NC, ND, OR, SD, TN) と、いずれかのホームスクール・オプションに標準化されたテスト及び他の方法による評価の両方を義務づけている州 (GA, PA)、特定の学年で標準化されたテストで評価するよう義務づけつつ、他の学年では標準化されたテスト又はその他の方法で評価するよう義務づけているハワイ州を合わせて 10 州。

⁴⁰ 評価が義務づけられたすべてのオプションについて、評価する科目を規定している州を挙げている。また、複数の方法で評価することが義務づけられている州については、いずれかの評価方法について評価する科目を規定していれば、ここに含めている。

⁴¹ いずれかのホームスクール・オプションに標準化されたテスト以外の方法のみで評価するよう義務づけている州 (該当州なし) と、いずれかのホームスクール・オプションに標準化されたテスト及び他の方法による評価の両方を義務づけている州 (GA, PA) を合わせて 2 州。

⁴² CO, FL, MN, NY, OR, TN, VA, WV. C.R.S. § 22-33-104.5(5)(II) (2017); Fla. Stat. § 1002.41(2) (2017); Minn. Stat. § 120A.24 Subd. 11(c) (2017); 8 N.Y.C.R.R. § 100.10(h) (2017); O.R.S. § 339.035(4) (2017); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(6) (2017); Va. Code Ann. § 22.1-254(C) (2017); W. Va. Code § 18-8-1(c)(2)(D) (2017).

⁴³ 本節では、ホームスクールを適法に開始した後の親に対する介入手続きに関する規定のみを対象としている。たとえば、そもそも子どもにいずれの義務教育の機会も与えていない (就学させてもホームスクールを行ってもいない) 親に対する介入手続きを定めている規定 (たとえば、A.R.S. § 15-828(E), 2017) は対象に含めていない。また、行政当局から親に対する単なる情報開示要請に関する規定は基本的にこれに含めていないが、ホームスクールで適切な教育が行われていないと疑われる場合の情報開示要請に関する規定はここに含めている。

⁴⁴ 一定の要件を満たせば特定の介入 (強制就学など)

を行うよう規定するにとどまらず、その介入に至るまでに、より強度の小さい介入手段を取るよう規定していたり、親に一定期間の猶予を与えていたりする州を指す。

⁴⁵ 介入基準については、同一オプション内でも、評価方法ごとに異なった基準が設けられている場合がある。そのため、一つの州が「テスト結果要件を満たせなかった場合」、「学力が向上しなかった場合」、「行政当局の責任者が『適切な教育が行われていない』と判断した場合」のうちの複数に該当する場合がある。

⁴⁶ ハワイ州においてのみ、行政当局の責任者ではなく公立学校の校長が判断を行うよう定められている。なお、ハワイ州では、通知報告義務についても、行政当局ではなく校長に提出するように定められている。

⁴⁷ 関連して、モンタナ州では次のように規定している。「親は、その子、継子又は被後見人をホーム・スクールで教育する権限を有するとともに、次の事項について単独で責任を負う (solely responsible)。(1) ホーム・スクールの教育上の哲学、(2) 教材、カリキュラム及び教科書の選定、(3) 教育の時間、場所及び方法並びに (4) ホーム・スクールの教育に関する評価」(M.C.A. § 20-5-111, 2017、傍点は引用者)。ただし、これは、子どもの教育に関する権限及び責任のすべてを親に委ねるよう規定するものではない。

⁴⁸ N. D. Cent. Code §§ 15.1-23-03, -06, -07 (2017)。ただし、ノース・ダコタ州の「ホームスクール」オプションでは4、6、8、10学年での標準化テスト受験が義務づけられているが(N. D. Cent. Code § 15.1-23-09, 2017)、監督を受けている2年間と標準化されたテストを受験する時期が重ならなければ、監督を継続しないことができる(N. D. Cent. Code § 15.1-23-06, 2017)。

⁴⁹ ただし、教員免許保有者等が親を除く外部人材であるべきことを規定する州(コロラド州など)や、子どもと直接対面して評価することを義務づけている州(ペンシルバニア州など)は少ない。子どもと異質な他者との関係性構築という機能に期待するためには、そういった規定も併せて設けなければならないだろう。

⁵⁰ 大桃(2017)は、評価は人間の内面のどこまで及ぶべきかを検討する必要があるとの問題提起を行っており、Kunzman(2012)は、テスト万能主義に陥らないよう市民性に関するテストは行うべきでないとの議論を展開していた。少なくともこういった議論との関係では、現在のところ、ホームスクール規制法制において大きな問題は見られない。

⁵¹ 州内すべてのホームスクール・オプションに対して英語及び算数/数学を教えるよう義務づけている州と、州内すべてのホームスクール・オプションに対してアウトカム評価を義務づけている州のうち、少なくとも一方に当てはまる州の数を示した。

⁵² ただし、このような立場に対しては異論も少なくない。ホームスクール研究だけに限定しても、グランザーやクンズマンのように、個人の自律性育成のための国家関与を退ける見解は存在する。

⁵³ 大桃教授は東京大学での最終講義(2017年3月3日)で、この点について言及している。その趣旨は、「多様性に関われない幸福追求のあり方」を受け入れられる可能性も存在し、それはリベラリズムをいかに捉えるかという課題と結びつく、というものであった。これは、「多様性に関われない教育」の保障を国家の役割として肯定的に捉えるこれまでの立場が特定のリベラリズムに依拠するものであるということを示すとともに、基礎となる哲学的検討の必要性を示唆する発言であったと解される。

⁵⁴ ホームスクールにおける教育の質保証を、専門性を有した教員の集団自律的営為に求めることは想定できない。教育内容の質を担保するためには、国家が直接的にホームスクールを規制することが最も有力な手段であると考えられる。

⁵⁵ 教員免許保有者等による評価を義務づけるにあたっては、必ずしも私的な物理的空間としての家に踏み込むことを義務づける必要はない。子どもの最低限の読み書き計算能力の評価を行い、異質な他者と子どもの関わりを保障するだけであれば、家の代わりに他の場所で教員免許保有者等と子どもが会うことを選択肢として認めても構わないであろう。

⁵⁶ もちろん、異質な他者に一切触れさせたくない親がその希望通りにする自由が制約されるため、この規制に着目しただけでは原理的な問題は改善・解決

できない。このような原理的問題を背景としたホームスクール規制内容論争については、松下（2011）や宮口（2017）を参照。

⁵⁷ 司法手続きにおいて子どもの意思が考慮・反映されることの必要性及びその根拠については、Reich（2002: 164-168）において具体的に論じられている。特にホームスクールに限定した規定ではないが、司法手続きにおいて十分な意思決定能力のある子どもの意思を考慮するよう定めている州もある（たとえば、R.S.A. § 461-A:6(II), 2017）。

⁵⁸ その中には、実際に規制を強化させた州もある。コロンビア特別区では、児童虐待事件がきっかけとなり、ホームスクール規制が大幅に強化された（Waddell 2010）。

引用文献

大久保卓治（2003）「ホームスクール実施要件とその憲法的評価——合衆国各州の規制と判例を手がかりに」大阪学院大学通信教育部編『大阪学院大学通信』33（12）、19-31頁

大桃敏行（2000）「地方分権の推進と公教育概念の変容」『教育学研究』67（3）、291-301頁

大桃敏行（2005）「地方分権改革と義務教育——危機と多様性保障の前提」『教育学研究』72（4）、444-454頁

大桃敏行（2017）「ガバナンス改革と教育の平等保障——教育行政学の視点から」『日本の公教育システムの再構築——教育の公正の視点から』（日本学術会議「公正原理を重視する公教育システムの再構築」分科会公開シンポジウム、2016年7月開催）、22-31頁

下村一彦（2006）「米国におけるホームスクール関連法制の現状と課題」『教育制度学研究』（13）、217-222頁

秦明夫（2000）「ホームスクールと学校制度——ホームスクールが問いかけるもの」埼玉工業大学基礎教育センター編『Contexture: 埼玉工業大学教養紀要』（18）、3-20頁

松下丈宏（2011）「第2報告：宗教的多元社会における『子育て』と『教育』の相違をめぐって」『社会理論・社会構想と教育システム設計』平成 22

～平成 24 年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究 B）研究代表者広田照幸「社会理論・社会構想と教育システム設計との理論的・現実的整合性に関する研究」（課題番号：22330236）研究成果第 1 次報告書、8-16 頁

宮口誠矢（2017）「米国ホームスクール政策に関する理論的課題——子ども・親・州の三者関係に着目して」『日本教育政策学会年報』（24）、124-137 頁

宮崎秀一（1999）「アメリカ判例法にみるホームスクーリング選択の法理」『近代教育の変容過程と今後の展望に関する総合的研究（中間報告書第 4 号）——近代における学校の役割の変容と今後の展望』139-152 頁

結城忠（1992）「就学義務制と『学校に代わる私教育の自由』」『季刊教育法』（88）、10-25 頁

米沢広一（1993）「義務教育と家庭教育——アメリカ教育法研究（1）——」『法学雑誌』39（3・4）、177-189 頁

Alarcon, P. A. (2010). Recognizing and regulating home schooling in California: Balancing parental and state interest in education. *Chapman Law Review*, 13(2), 391-416

Coalition for Responsible Home Education. (n.d.). *Timeline of Homeschool Legislation*. Retrieved July 30, 2017, from <https://www.responsiblehomeschooling.org/an-outline-of-homeschooling-legislation/>

Glanzer, P. (2008). Rethinking the boundaries and burdens of parental authority over education: A response to Rob Reich's case study of homeschooling. *Educational Theory*, 58(1), 1-16.

Glenn, C. (2005). Homeschooling: Worldwide and Compulsory State Education. In B. Cooper (Ed.), *Home Schooling in Full View: A Reader* [E-reader version].

Home School Legal Defense Association. (n.d.). *Homeschool Laws in Your State*. Retrieved July 30, 2017, from <https://www.hslda.org/laws/>

Kunzman, R. (2011). Understanding homeschooling: A better approach to regulation. *Theory and Research in*

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

- Education*, 7(3), 311-330.
- Reich, R. (2001). Testing the boundaries of parental authority over education: The case of homeschooling. In S. Macedo & Y. Tamir (Eds.), *Political and moral education, NOMOS XLIII* (pp.275-313). New York, NY: New York University Press.
- Reich, R. (2002). *Bridging Liberalism and Multiculturalism in American Education*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- U.S. Department of Education. (2009, July). *State Regulation of Private Schools*. Retrieved from <https://www2.ed.gov/admins/comm/choice/regprivschl/regprivschl.pdf>
- U.S. Department of Education. (2017, January 25). *State Regulation of Private and Home Schools*. Retrieved July 30, 2017, from <https://www2.ed.gov/about/offices/list/oii/nonpublic/regulation-map.html>
- Van Galen, J., & Pitman, M. A. (1991). *Home Schooling: Political, Historical, and Pedagogical Perspectives*. Santa Barbara, CA: Greenwood Publishing Group.
- Waddel, T. (2010). Bringing it all back home: Establishing a coherent constitutional framework for the re-regulation of homeschooling. *Vanderbilt Law Review* 63(2), 541-597.
- Yuracko, K. (2007). Illiberal education: Constitutional constraints on homeschooling. Retrieved from http://works.bepress.com/kimberly_yuracko/1/

表 1. 州コード一覧

| コード | 州名 | コード | 州名 | コード | 州名 |
|-----|----------|-----|-------------|-----|-------------|
| AL | アラバマ州 | KY | ケンタッキー州 | ND | ノース・ダコタ州 |
| AK | アラスカ州 | LA | ルイジアナ州 | OH | オハイオ州 |
| AZ | アリゾナ州 | ME | メイン州 | OK | オクラホマ州 |
| AR | アーカンソー州 | MD | メリーランド州 | OR | オレゴン州 |
| CA | カリフォルニア州 | MA | マサチューセッツ州 | PA | ペンシルバニア州 |
| CO | コロラド州 | MI | ミシガン州 | RI | ロード・アイランド州 |
| CT | コネティカット州 | MN | ミネソタ州 | SC | サウス・カロライナ州 |
| DE | デラウェア州 | MS | ミシシッピ州 | SD | サウス・ダコタ州 |
| DC | コロンビア特別区 | MO | ミズーリ州 | TN | テネシー州 |
| FL | フロリダ州 | MT | モンタナ州 | TX | テキサス州 |
| GA | ジョージア州 | NE | ネブラスカ州 | UT | ユタ州 |
| HI | ハワイ州 | NV | ネバダ州 | VT | バーモント州 |
| ID | アイダホ州 | NH | ニュー・ハンプシャー州 | VA | バージニア州 |
| IL | イリノイ州 | NJ | ニュー・ジャージー州 | WA | ワシントン州 |
| IN | インディアナ州 | NM | ニュー・メキシコ州 | WV | ウェスト・バージニア州 |
| IA | アイオワ州 | NY | ニュー・ヨーク州 | WI | ウィスコンシン州 |
| KS | カンザス州 | NC | ノース・カロライナ州 | WY | ワイオミング州 |

出典：筆者作成。州コードは、国際標準化機構（ISO）の 3166-2 規格に準じている。ただし、便宜上、はじめの三文字「US-」を除き簡略化した。

表2. 全州のホームスクール・オプション

| ホームスクール・オプション ^a | |
|---|---|
| ホームスクール限定型オプションを設けている州 ^b | ホームスクール限定型以外のオプションを設けている州 ^c |
| AL, AK, AZ, AR , CA, CO, DE, DC, FL, GA, HI, ID, IA , LA, ME, MD, MI, MO, NV, NH, NM, NY , ND, OH, OR , PA, SC , TN, VT, VA, WA, WV, WY . (33州) | AL, AK, CA, CO, CT, IL, IN, KS, KY , LA, ME, MD, MA , MI, MN, MS, MT, NE, NJ, NC , ND, OK , PA, RI, SD , TN, TX, UT, WI . (29州) |

出典：筆者作成。

^a 括弧内の数字は、小論の分析対象としたホームスクール・オプションの数を表している。なお、第4章第1節の分析と同様、小論のホームスクールの定義に当てはまらないオプションにも対象を広げて分析した。

^b ホームスクール限定型オプションのみを設けている州は太字及び下線で示した。

^c ホームスクール限定型以外のオプションのみを設けている州は太字及び下線で示した。

主な参照法令等：Code of Ala. §§ 16-28-1, -5 (2017); Alaska Stat. §§ 14.30.010(b)(1)(B), (b)(1)(C), (b)(10)(B), (b)(11), (b)(12) (2017); A.R.S. § 15-802(G) (2017); A.C.A. §§ 6-15-501, -18-201 (2017); Cal. Ed. Code §§ 47600 et seq., 48222, 48224, 51745 (2017); C.R.S. §§ 22-33-104(2)(b), -104.5(1) (2017); People in Interest of D.B., 767 P.2d 801 (Colo. App. 1988); 14 Del. C. § 2703A (2017); CDCR 5-E5204 (2017); Fla. Stat. §§ 1002.41, 1002.43 (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c) (2016); HRS § 302A-1132(a)(5) (2017); Idaho Code § 33-202 (2017); 105 ILCS § 5/26-1(1) (2017); Iowa Code § 299A.1 (2016); K.S.A. § 72-1111 (2017); K.R.S. § 159.030(1)(b) (2017); La. R.S. § 17:236(A) (2017); 20-A.M.R.S. § 5001-A(3)(A) (2017); COMAR 13A.09.09.01, 13A.10.01.01, 13A.10.01.05 (2017); A.L.M. GL ch.76, § 1 (2017); M.C.L.S. §§ 380.1561(3)(a), (f), (4) (2017); Minn. Stat § 123B.41 Subd. 9 (2017); Miss. Code Ann. § 37-13-91(2)(i) (2017); R.S. Mo. § 167.031(2) (2017); M.C.A. §§ 20-5-102(2)(e), -5-109 (2017); R.R.S. Neb. § 79-201 (2017); Nev. Rev. Stat. Ann. §§ 392.070(2), 388D.020 (2017); R.S.A. § 193-A:4(I) (2017); N.J. Stat. § 18A:38-25 (2017); N.M. Stat. Ann. § 22-1-2.1 (2017); N.Y.C.R.R. 100.10 (2017); N.C. Gen. Stat. § 115C-548, et seq. (2017); N.D. Cent. Code § 15.1-20-02 (2017); Birst v. Sanstead, 493 N.W.2d 690 (N.D. 1992); O.A.C. Ann. 3301-34-01(B) (2017); 70 Okl. St. § 10-105(A) (2016); O.R.S. § 339.030(1)(e) (2017); 24 P.S. §§ 13-1327 (a), (b), (d) (2016); R.I. Gen. Laws §§ 16-19-1, -2 (2017); S.C. Code Ann. §§ 59-65-40(A), -45, -47 (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-2 (2016); Tenn. Code Ann. §§ 49-6-3001(c)(3)(A)(iii), -3050 (2017); Tex. Educ. Code § 25.086 (2017); Utah Code Ann. § 53A-11-102 (2016); 16 V.S.A. §§ 11(a), 166b (2017); Va. Code Ann. § 22.1-254(A) (2017); Ann. Rev. Code Wash. §§ 28A.225.010(1)(a), (b) (2017); W. Va. Code §§ 18-8-1(c)(1), (2) (2017); Wis. Stat. §§ 115.001(3g), 118.165 (2017); Wyo. Stat. §§ 21-4-101, -102 (2017).

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

表 3. 通知報告義務を課している州

| 義務づけの範囲 | 通知報告義務 | | |
|------------------------------|---|---|---|
| | 開始時通知 ^a | 毎年度通知 | その他通知 ^b |
| すべてのオプションに義務づけ | <u>AZ</u> , AR, CO, <u>CT</u> , DC, GA, HI, <u>KS</u> , KY, LA, ME, MD, <u>MA</u> , MN, MS, NE, <u>NV</u> , <u>NH</u> , NM, NY, <u>NC</u> , ND, <u>OR</u> , PA, <u>RI</u> , SC, SD, <u>UT</u> , VT, WV. (30州) | AL, AR, CA, CO, DE, DC, GA, HI, KY, LA, MD, MN, MS, MT, NE, NM, NY, OH, SD, TN, VT, WA, WI, WY. (24州) | AL, AZ, AR, DC, HI, MD, MN, NE, NV, NH, NC, OR, PA, UT, VT. (15州) |
| いずれかのオプションに義務づけ ^c | AL, <u>AZ</u> , AR, CA, CO, <u>CT</u> , DC, FL, GA, HI, <u>KS</u> , KY, LA, MD, <u>MA</u> , MI, MN, MS, NE, <u>NV</u> , <u>NH</u> , NM, NY, <u>NC</u> , ND, <u>OR</u> , PA, <u>RI</u> , SC, SD, <u>UT</u> , VT, VA. (33州) | AL, AK, AR, CA, CO, DE, DC, FL, GA, HI, IA, KY, LA, ME, MD, MI, MN, MS, MT, NE, NM, NY, ND, OH, PA, SD, TN, VT, VA, WA, WI, WY. (32州) | AL, AK, AZ, AR, DC, FL, HI, MD, MN, NE, NV, NH, NC, OR, UT, VT, VA, WV. (18州) |

出典：筆者作成

^a開始直前又は直後の通知を義務づけている州を挙げている。なお、認可を要するオプションについては、開始時通知を義務づけられたオプションであると見なした。また、それ以降の定期的通知を原則的に義務づけていない州は太字及び下線で示した。

^bここに該当するもののほとんどは、不定期の通知義務である。たとえば、ホームスクールで学ぶ子どもが増え、減り、又はなくなった場合の通知義務、他学区へ転出する場合の通知義務など。

^c小論では、「いずれかの」という語を、「少なくともどれか一つの」という意味で用いている。

参照法令等：Code of Ala. §§ 16-1-11, -28-5, -28-7 (2017); Alaska Stat. § 14.45.110(a) (2017); A.R.S. § 15-802(3) (2017); A.C.A. § 6-15-503(a) (2017); Cal. Ed. Code § 33190, 48222 (2017); C.R.S. 22-33-104.5(3)(e) (2016); Conn. Gen. Stat. § 10-184 (2017); 14 Del. C. § 2704 (2017); CDCR 5-E5202, -E5203 (2017); Fla. Stat. §§ 1002.41(1)(a), (1)(c) (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c)(1) (2016); HAR 8-12-13, -16 (2017); Iowa Code § 299.4 (2017); K.S.A. § 72-53,101 (2017); K.R.S. § 159.030(1)(b) (2017); La. R.S. §§ 17:232(C), 17:236.1(A) (2017); 20-A.M.R.S. §§ 5001-A(3)(A)(4)(a), (b) (2017); COMAR 13A.10.01.01(B) (2017); A.L.M. GL ch.76, § 1 (2017); M.C.L.S. §§ 380.1561(3)(a), 380.1578 (2017); Minn. Stat § 120A.24 Subd. 1(a) (2017); Miss. Code. Ann. § 37-13-91(3) (2017); M.C.A. § 20-5-109(5) (2017); Nebraska Admin. Code Title 92, Ch. 12 or 13, 003.02A, 003.02B, 003.02C (2016); Nev. Rev. Stat. Ann. § 388D.020 (2017); R.S.A. § 193-A:5 (2017); N.M. Stat. Ann. § 22-1-2.1(A) (2017); N.Y.C.R.R. 100.10(b) (2017); N.C. Gen. Stat. §§ 115C-552, -560 (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-20-02(1)(a), -23-02 (2017); O.A.C. Ann. § 3301-34-01(B) (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A) (2017); O.R.S. § 339.035(2) (2017); 24 P.S. §§ 13-1327(b), -1327.1(b), -1332 (2016); R.I. Gen. Laws § 16-19-1 (2017); S.C. Code Ann. § 59-65-40(A) (2017); S.D. Codified Laws §§ 13-27-2, -7 (2016); Tenn. Code Ann. §§ 49-6-3050 (2017); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(1) (2017); Utah Code Ann. §§ 53A-11-102(2)(a), (b) (2016); 16 V.S.A. §§ 166b(a), (c) (2017); Va. Code Ann. § 22.1-254.1(B) (2017); Ann. Rev. Code Wash. §§ 28A.200.010(1)(a), (b) (2017); Ann. Rev. Code Wash. § 28A.200.010(1)(a) (2017); W. Va. Code §§ 18-8-1(c)(1), (2) (2017); Wis. Stat. § 115.30(3) (2017);

Wyo. Stat. § 21-4-102(b) (2017).

表4. 教師要件を設けている州

| 義務づけの範囲 | 教師要件 ^a | | |
|-----------------|---|---|--------------------------------|
| | 教員免許保有 ^b | 学歴 | 抽象的な規定 |
| すべてのオプションに義務づけ | (VA) ^c (1州) | DC, GA, NM, NC, OH, SC, TN. (7州) | HI, IL, KS, NY. (4州) |
| いずれかのオプションに義務づけ | <u>AL, AK, CA, FL, IA, PA.</u> MI, ND, (8州) | DC, GA, NM, NC, ND, OH, PA, SC, TN, (VA), WV ^d . (11州) | CA, HI, IL, KS, NY, (VA). (6州) |

出典：筆者作成。

^a以下の類型のいずれにも当てはまらない教員要件を課す州として、ワシントン州が挙げられる。同州は、同一オプションの中で、「教員免許保有者による監督を受けること」、「大学で一定の単位を取得していること」、「教授能力があると学区教育長に認められること」という要件のうち、一つを満たすよう規定している。

^b「家庭教師」オプション又は「免許保有者」オプションについてのみ免許保有義務を課している州は太字及び下線で示した。

^cバージニア州は、「ホーム・インストラクション」オプションについて、「学歴」、「教員免許保有」、「教授能力」等のうち一つを満たすよう規定しており、その州名は括弧を付して示している。なお、同州で利用可能なもう一つのオプションである「家庭教師」オプションについては、「教員免許保有」のみが義務づけられている。

^dウェスト・バージニア州は、「通知型ホームスクール」について「学歴」を要件とし、「認可型ホームスクール」オプションについて「教授能力があると郡教育長等に認められること」を要件としている。

参照法令等：Code of Ala. § 16-28-5 (2017); Alaska Stat. § 14.30.010(b)(1)(B) (2017); Cal. Ed. Code §§ 48222, 48224 (2017); Jonathan L. v. The Superior Court, 165 Cal. App. 4th 1074 (Cal. App. 2008); CDCR 5-E5207 (2017); Fla. Stat. § 1002.43(1)(a) (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c)(3) (2016); HAR 8-12-19 (2017); People v. Harrell, 34 Ill. App. 2d 205 (Ill. App. 1962); Iowa Code § 299A.2 (2016); K.S.A. § 72-1111(a) (2017); M.C.L.S. § 388.553 (2017); N.M. Stat. Ann. § 22-1-2.1 (2017); N.Y. C.L.S. Educ. § 3204(2) (2017); N.C. Gen. Stat. §§ 115C-564 (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-06-06(1), -23-03 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A)(9) (2017); 24 P.S. §§ 13-1327 (a), -1327.1(a) (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(4) (2017); Ann. Rev. Code Wash. § 28A.225.010(4) (2017); W. Va. Code §§ 18-8-1(c)(1), (2)(B) (2017).

表 5. 科目名に関する規定を設けている州①

| インプットに関する規制①（科目名に関する規定） ^a | | | |
|--------------------------------------|---|---|---|
| 義務づけの範囲 | 英語（English） | 算数／数学（math, arithmetic） | 社会（social studies, social science） |
| すべてのオプションに義務づけ | AZ, CA, CO, CT, DC, GA, HI, ID, IL, KY, MD, MA, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, RI, SC, SD, TX, VT, WA, WI, WY. (30州) | AZ, CA, CO, CT, DC, GA, HI, ID, IL, KY, MD, MA, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, RI, SC, SD, TX, VT, WA, WI, WY. (30州) | AZ, CA, CO, CT, DC, GA, HI, ID, IL, KY, MD, MA, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, RI, SC, TX, VT, WA, WI, WY. (29州) |
| いずれかのオプションに義務づけ | AL, AZ, CA, CO, CT, DE, DC, GA, HI, ID, IL, IA, KY, LA, ME, MD, MA, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, PA, RI, SC, SD, TX, VT, WA, WV, WI, WY. (37州) | AL, AZ, CA, CO, CT, DE, DC, GA, HI, ID, IL, IA, KY, LA, ME, MD, MA, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, PA, RI, SC, SD, TX, VT, WA, WV, WI, WY. (37州) | AL, AZ, CA, CO, CT, DE, DC, GA, HI, ID, IL, IA, KY, LA, ME, MD, MA, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, PA, RI, SC, TX, VT, WA, WV, WI, WY. (36州) |

出典：筆者作成。

^aホームスクールで教えなければならないものとして、直接的に「英語」などの科目名を挙げている場合であっても、通常その教科で教えることが想定される内容（たとえば読解、文法など）を挙げている場合は、その科目（この例では「英語」）を教えるよう義務づけているものと見なした。

参照法令等：Code of Ala. § 16-28-5 (2017); A.R.S. § 15-802(A) (2017); Cal. Ed. Code §§ 48222, 48224, 51210 (2017); C.R.S. § 22-33-104.5(3)(d) (2016); Conn. Gen. Stat. § 10-184 (2017); 14 Del. C. § 2703A (2017); CDCR 5-E5204 (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c)(4) (2016); HAR 8-12-15(A), -15(B) (2017); Idaho Code § 33-202 (2017); 105 ILCS §§ 5/26-1(1), 5/27-1 (2017); Iowa Code § 299A.1(2)(b)(5) (2016); K.R.S. § 158.080 (2017); Kentucky State Board for Elementary and Secondary Education v. Rudasill, 589 S.W.2d 877, (Ky. 1979); La. R.S. §§ 17:236(A), 17:268 (2017); 20-A.M.R.S. § 5001-A(3)(A)(4)(a)(iv) (2017); COMAR 13A.10.01.01(C)(1)(b) (2017); A.L.M. GL ch.71, § 1 (2017); M.C.L.S. §§ 380.1561(3)(a), (f) (2017); Minn. Stat § 120A.24 Subd. 9 (2017); R.S. Mo. § 167.031(2)(2)(b) (2017); M.C.A. §§ 20-5-109(4), -7-111 (2017); R.R.S. Neb. § 79-1601(2) (2017); R.S.A. § 193-A:4(I) (2017); N.M. Stat. Ann. § 22-1-2(F) (2017); 8 N.Y.C.R.R. 100.10(e) (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-21-01, -23-04 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A)(5) (2017); 24 P.S. §§ 13-1327(b), -1327.1(c), (d) (2017); R.I. Gen. Laws §§ 16-19-2, -22-2 (2017); S.C. Code Ann. § 59-65-40(A)(3) (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-3 (2016); Texas Education Agency v. Leeper, 893 S.W.2d 432 (Tex. 1994); 16 V.S.A. § 906 (2017); Ann. Rev. Code Wash. § 28A.225.010(4) (2017); W. Va. Code § 18-8-1(c)(2)(A) (2017); Wis. Stat. § 118.165(d) (2017); Wyo. Stat. § 21-4-101(a)(vi) (2017).

表6. 科目名に関する規定を設けている州②

| インプットに関する規制②（科目名に関する規定） | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|
| 義務づけの範囲 | 理科 (science) | 体育 (Physical Education) | その他 ^a | 公立学校と同一科目 ^b |
| すべてのオプションに義務づけ | AZ, CA, CO, DC, GA, HI, ID, IL, MD, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, SC, VT, WA, WI, WY. (24州) | AL, CA, DC, HI, ID, IL, MD, MA, MN, MT, NY, ND, OH, RI, VT. (15州) | CA, DC, HI, IL, MD, MA, MN, MT, NE, NH, NY, OH, RI, VT, WA, WI. (16州) | CA, CT, ID, IL, KY, MD. (6州) |
| いずれかのオプションに義務づけ | AL, AZ, CA, CO, DE, DC, GA, HI, ID, IL, IA, LA, ME, MD, MI, MN, MO, MT, NE, NH, NM, NY, ND, OH, PA, SC, VT, WA, WV, WI, WY. (31州) | AL, CA, DE, DC, HI, ID, IL, LA, ME, MD, MA, MI, MN, MT, NY, ND, OH, PA, RI, VT. (20州) | CA, DC, HI, IL, ME, MD, MA, MN, MT, NE, NH, NY, ND, OH, PA, RI, VT, WA, WI. (19州) | AL, CA, CT, DE, ID, IL, KY, LA, MD, MI, ND. (11州) |

出典：筆者作成。

^a主に美術、音楽、保健など。

^b公立学校で教えなければならないものと同一の科目を教えるよう明示的に規定している州を挙げている。なお、本文中の分析と同様、これに該当する州は英語、算数／数学、社会、理科、体育を教えるよう義務づけているものと見なしている。ただし、この規定が英語、算数／数学、社会を教えるよう義務づけるものであると、やや限定的に解釈した判例を有するケンタッキー州については、同判例の内容に従った。

参照法令等：Code of Ala. § 16-28-5, -40-1 (2017); A.R.S. § 15-802(A) (2017); Cal. Ed. Code §§ 48222, 48224, 51210 (2017); C.R.S. § 22-33-104.5(3)(d) (2016); Conn. Gen. Stat. § 10-184 (2017); 14 Del. C. § 2703A (2017); CDCR 5-E5204 (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c)(4) (2016); HAR 8-12-15(A), -15(B) (2017); Idaho Code § 33-202 (2017); 105 ILCS §§ 5/26-1(1), 5/27-1 (2017); Iowa Code § 299A.1(2)(b)(5) (2016); K.R.S. § 158.080 (2017); Kentucky State Board for Elementary and Secondary Education v. Rudasill, 589 S.W.2d 877, (Ky. 1979); La. R.S. §§ 17:236(A), 17:268 (2017); 20-A.M.R.S. § 5001-A(3)(A)(4)(a)(iv) (2017); COMAR 13A.10.01.01(C)(1)(a), (b) (2017); A.L.M. GL ch.71, § 1 (2017); M.C.L.S. §§ 380.1561(3)(a), (f) (2017); Minn. Stat § 120A.24 Subd. 9 (2017); R.S. Mo. § 167.031(2)(2)(b) (2017); M.C.A. §§ 20-5-109(4), -7-111 (2017); R.R.S. Neb. § 79-1601(2) (2017); R.S.A. § 193-A:4(I) (2017); N.M. Stat. Ann. § 22-1-2(F) (2017); 8 N.Y.C.R.R. 100.10(e) (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-21-01, -23-04 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A)(5) (2017); 24 P.S. §§ 13-1327(b), -1327.1(c), (d) (2017); R.I. Gen. Laws §§ 16-19-2, -22-2, -4 (2017); S.C. Code Ann. § 59-65-40(A)(3) (2017); 16 V.S.A. § 906 (2017); Ann. Rev. Code Wash. § 28A.225.010(4) (2017); W. Va. Code § 18-8-1(c)(2)(A) (2017); Wis. Stat. § 118.165(d) (2017); Wyo. Stat. § 21-4-101(a)(vi) (2017).

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

表 7. 授業時間等に関する規定を設けている州

| インプットに関する規制③（授業時間等に関する規定） ^a | | | | |
|--|--------------------------|---|--------------|---|
| 義務づけの範囲 | 授業期間 ^b | 授業日数 | 授業時間帯 | 授業時間 |
| すべてのオプションに義務づけ | DC, ID, KY, SD. (4州) | CO, GA, IN, KY, LA, NM, OK, RI, SC, TN, (WA), WY. (12州) | 該当する州なし | CO, GA, KS, KY, MO, MT, NE, NY, OH, SC, TN, (WA), WI. (13州) |
| いずれかのオプションに義務づけ | AL, DC, ID, KY, SD. (5州) | AL, AK, CA, CO, (FL), GA, IN, IA, KY, LA, ME, NM, ND, OK, (PA), RI, SC, TN, (WA), WY. (20州) | AL, CA. (2州) | AL, CA, CO, (FL), GA, KS, KY, MO, MT, NE, NY, ND, OH, (PA), SC, TN, (WA), WV, WI. (19州) |

出典：筆者作成。

^a 授業日数規定又は授業時間規定のいずれかを満たせばよいとしている州は、括弧を付して示した。

^b 授業期間を一年間よりも短い期間に限定している州又は授業期間を公立学校の学期と同等にするよう規定している州を挙げている。

参照法令等：Code of Ala. § 16-28-5 (2017); Alaska Stat. § 14.45.110(b) (2017); Cal. Ed. Code § 48224 (2017); C.R.S. 22-33-104.5(3)(c) (2016); D.C. Code § 38-202(a) (2017); Fla. Stat. §§ 1011.60(2), 1002.41(3), 1002.43(1)(c) (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c)(5) (2016); Idaho Code § 33-202 (2017); Burns Ind. Code Ann. § 20-33-2-5 (2017); Iowa Code § 299A.1 (2016); K.S.A. § 72-1111(a) (2017); K.R.S. §§ 158.070(1)(e), 158.080 (2017); La. R.S. § 17:236(A) (2017); 20-A.M.R.S. § 5001-A(3)(A)(4)(a)(iv) (2017); R.S. Mo. § 167.031(2)(2)(b) (2017); M.C.A. § 20-5-109(2) (2017); Nebraska Admin. Code Title 92, Ch. 12 or 13, 004.01 (2016); N.M. Stat. Ann. § 22-1-2.1(A) (2017); N.M. Stat. Ann. § 22-12-2(B) (2017); 8 N.Y.C.R.R. 100.10(e) (2017); N.D. Cent. Code § 15.1-23-04 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A)(8) (2017); 70 Okl. St. §§ 10-105(A), -109(A) (2016); 24 P.S. §§ 13-1327(b), -1327.1(c) (2017); R.I. Gen. Laws §§ 16-2-2(a)(1), -19-1(a) (2017); S.C. Code Ann. § 59-65-40(A)(2) (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-3 (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(3) (2017); Ann. Rev. Code Wash. §§ 28A.195.010(1), 28A.225.010(4) (2017); W. Va. Code §§ 18-5-45(a)(1), -8-1(b) (2017); Wis. Stat. § 118.165(c) (2017); Wyo. Stat. §§ 21-4-101(a), -301 (2017).

表8. アウトカムに関する規制を課す州①

| アウトカムに関する規制①（概要） | | | |
|------------------|---|---|---|
| 義務づけの範囲 | アウトカム評価義務 ^a | 評価結果提出義務 ^b | 評価方法選択権 ^c |
| すべてのオプションに義務づけ | CO(5), GA(4, 11), HI(4), KS(periodic), MD, MN, NH, NY, NC, OH, OR(4), SC, SD(3), TN(3), VT, WA. (16州) | CO, HI, MD, NY, OH, SD, VT. (7州) | CO, HI, KS, MD, NH, NY, OH, VT, WA. (9州) |
| いずれかのオプションに義務づけ | CO(5), AK(3), FL, GA(4, 11), HI(4), IA, KS(periodic), ME, MD, MN, NH, NY, NC, ND(4), OH, OR(4), PA(3, 10), SC, SD(3), TN(3), VT, VA, WA, WV. (24州) | CO, AK, FL, HI, ME, MD, NY, ND, OH, PA, SD, VT, VA, WV. (14州) | CO, FL, HI, IA, KS, ME, MD, NH, NY, OH, VT, VA, WA, WV. (14州) |

出典：筆者作成。

^a括弧内の数字は、義務づけている評価回数を表している。オプションによって評価回数が異なる場合は、複数の数字を記してある。毎年の評価を義務づけている州については、数字を記さず太字及び下線で示した。

^b行政当局の求めがなくとも提出するよう義務づけている州を示した。複数の方法による評価を義務づけている場合、どの方法による評価についても結果提出を義務づけているならば、ここに含めている。

^c標準化されたテストを受験させるか、それ以外の方法による評価を行うかを、同一のホームスクール・オプションにおいて選択できる州を挙げている。また、評価方法を特定していない州もここに含めている。教員免許保有者等による評価が選択可能であることを明示している州は太字及び下線で示した。

参照法令等：Alaska Stat. § 14.45.120 (2017); C.R.S. § 22-33-104.5(f) (2016); Fla. Stat. § 1002.41.(1)(c) (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(c)(7) (2016); HAR 8-12-18 (2017); Iowa Code §§ 299A.4, 299A.5 (2016); In Interest of Sawyer, 234 Kan. 436, 672 P.2d 1093 (Kan. 1983); 20-A.M.R.S. § 5001-A(3)(A)(4)(b) (2017); COMAR 13A.10.01.01(D)(1) (2017); Minn. Stat § 120A.24 Subd. 11(a) (2017); R.S.A. § 193-A:6(II) (2017); 8 N.Y.C.R.R. 100.10(h) (2017); N.C. Gen. Stat. §§ 115C-549, -557, -564 (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-23-09, -11 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(A), -04 (2017); O.R.S. § 339.035(3) (2017); O.A.R. 581-021-0026(1)(a) (2017); 24 P.S. § 13-1327.1(e) (2016); S.C. Code Ann. § 59-65-40(A)(6) (2017); S.D. Codified Laws §§ 13-27-3, -7 (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(5) (2017); 16 V.S.A. §§ 166b(a)(3), (d) (2017); Va. Code Ann. § 22.1-254(C) (2017); Ann. Rev. Code Wash. §§ 28A.200.010(1)(b), (c) (2017); W. Va. Code §§ 18-8-1(c)(2)(C), (E) (2017).

米国ホームスクール規制法制の現状と課題

表 9. アウトカムに関する規制を課す州②

| アウトカムに関する規制②（評価が義務づけられた科目） ^a | | | |
|---|-------------------------|-----------------|-------------|
| 英語 | 算数／数学 | 理科 | 社会 |
| AK, GA, MN, NC, TN（5州） | AK, GA, MN, NC, TN.（5州） | GA, MN, TN.（3州） | GA, MN.（2州） |

出典：筆者作成。

^a評価が義務づけられたすべてのオプションについて、評価する科目を規定している州を挙げている。また、複数の方法で評価することが義務づけられている州については、いずれかの評価方法について評価する科目を規定していれば、ここに含めている。なお、標準化されたテストの受験科目を定めている州は太字及び下線で示した。

参照法令等：Alaska Stat. § 14.45.120(b) (2017); O.C.G.A. §§ 20-2-690(c)(4), (c)(8) (2016); Minn. Stat § 120A.24 Subd. 11(b) (2017); N.C. Gen. Stat. §§ 115C-549, -557 (2017); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(6)(B) (2017).

表 10. 行政介入手続きに関する規定を設けている州①

| 行政介入手続きに関する規定①（介入の手続き） ^a | | | | |
|-------------------------------------|---|---|---|---|
| 規定の適用範囲 | 何らかの介入手続きを定めている | 具体的な介入内容（強制就学等）を定めている | 段階的な介入を定めている ^b | 介入に際する事前通知を定めている |
| すべてのオプションに適用 | CO, DC, GA, HI, MD, NY, OH, OR, SC, SD, TN, VT, WA. (13州) | CO, DC, GA, MD, NY, OH, OR, SC, SD, TN, VT, WA. (12州) | DC, HI, MD, NY, OH, OR, SC, WA. (8州) | DC, HI, MD, NY, OH, SC, SD, VT, WA. (9州) |
| いずれかのオプションに適用 | CO, DC, FL, GA, HI, IA, MD, MI, NY, ND, OH, OR, SC, SD, TN, VT, VA, WA, WV. (19州) | CO, DC, GA, IA, MD, MI, NY, ND, OH, OR, SC, SD, TN, VT, VA, WA, WV. (17州) | CO, DC, FL, HI, IA, MD, MI, NY, ND, OH, OR, SC, VA, WA. (14州) | DC, FL, HI, MD, MI, NY, OH, SC, SD, VT, WA. (11州) |

出典：筆者作成。

^aここでは、本文中の分析と同様、ホームスクールを適法に開始した後の親に対する介入手続きに関する規定のみを対象としている。なお、任意のタイミングでの単なる情報開示要請に関する規定はこれに含めていないが、ホームスクールで適切な教育が行われていないと疑われる場合の情報開示要請に関する規定はここに含めている。表 11 についても同様である。

^b一定の要件を満たせば特定の介入（強制就学など）を行うよう規定することとどまらず、その介入に至るまでに、より強度の小さい介入手段を取るよう規定していたり、親に一定期間の猶予を与えていたりする州を挙げている。

参照法令等：C.R.S. § 22-33-104.5(5) (2016); CDCR 5-E5208 (2017); Fla. Stat. § 1002.41(2) (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(d) (2016); HAR 8-12-17, -18(d) (2017); Iowa Code § 299A.6 (2016); COMAR 13A.10.01.03 (2017); M.C.L.S. §§ 388.554, 555 (2017); 8 N.Y.C.R.R. 100.10(i), (c)(7) (2017); N.D. Cent. Code §§ 15.1-23-09 (2017); N.D. Cent. Code § 15.1-23-11 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(D), et seq., -05 (2017); O.R.S. § 339.035(4) (2017); S.C. Code Ann. §

59-65-40(A) (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-3 (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(6) (2017); 16 V.S.A. §§ 166b(e) to (h) (2017); Va. Code Ann. § 22.1-254(C) (2017); Ann. Rev. Code Wash. §§ 28A.200.010(2), 28A.225.020 (2017); W. Va. Code § 18-8-1(c)(2)(D) (2017).

表 11. 行政介入手続きに関する規定を設けている州^②

| 行政介入手続きに関する規定 ^② （介入の基準） ^a | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 規定の適用範囲 | テスト結果要件が満たせなかった場合 | 学力が満足に向上しなかった場合 | ホームスクール関連法令が遵守されなかった場合 | 行政当局の責任者が「適切な教育が行われていない」と判断した場合 ^b |
| すべてのオプションに適用 | (CO), (NY), (OH), OR, TN. (5州) | (CO), HI, (NY), (OH). (4州) | (CO), GA, MD, NY, OH, SD, WA. (7州) | DC, HI, MD, SC, VT. (5州) |
| いずれかのオプションに適用 | (CO), (IA), (NY), ND, (OH), OR, TN. (7州) | (CO), FL, HI, (IA), (NY), (OH), VA, WV. (8州) | (CO), GA, MD, MI, NY, OH, SD, WA. (8州) | DC, HI, MD, MI, SC, VT. (6州) |

出典：筆者作成。

^a介入基準については、同一オプション内でも、評価方法ごとに異なった基準が設けられている場合がある。そのため、一つの州が「テスト結果要件を満たせなかった場合」、「学力が向上しなかった場合」、「行政当局の責任者が『適切な教育が行われていない』と判断した場合」のうちの複数に該当する場合がある。そのような州は括弧を付して示した。

^bハワイ州のみは、行政当局の責任者ではなく公立学校の校長。

参照法令等：C.R.S. §§ 22-33-104.5(3)(g), -104.5(5) (2016); CDCR 5-E5208 (2017); Fla. Stat. § 1002.41(2) (2017); O.C.G.A. § 20-2-690(d) (2016); HAR 8-12-17, -18(d) (2017); Iowa Code § 299A.6 (2016); COMAR 13A.10.01.03 (2017); M.C.L.S. §§ 388.554, 555 (2017); 8 N.Y.C.R.R. 100.10(i), (c)(7) (2017); N.D. Cent. Code § 15.1-23-11 (2017); N.D. Cent. Code § 15.1-23-11 (2017); O.A.C. Ann. 3301-34-03(D), et seq., -04, -05 (2017); O.R.S. § 339.035(4) (2017); S.C. Code Ann. § 59-65-40(A) (2017); S.D. Codified Laws § 13-27-3 (2016); Tenn. Code Ann. § 49-6-3050(b)(6) (2017); 16 V.S.A. §§ 166b(e) to (h) (2017); Va. Code Ann. § 22.1-254(C) (2017); Ann. Rev. Code Wash. §§ 28A.200.010(2), 28A.225.020 (2017); W. Va. Code § 18-8-1(c)(2)(D) (2017).